

# 平成30年第1回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第1回定例会
2	開会	平成30年 3月 7日
3	閉会	平成30年 3月14日
4	会期	8日 (うち会期延長日なし)
5	議員の出席	7日 出席10名 欠席 1名 8日 出席11名 欠席 0名 14日 出席11名 欠席 0名
6	議案件数	39件 (うち議員提出9件)
7	議決の状況	(1)原案可決 30件 (2)原案承認 4件 (3)原案同意 1件 (4)採 択 4件
8	法第99条の意見書	4件
9	委員会	予算審査特別委員会付託 1件
10	その他	傍聴者 7日 4名 8日 20名 14日 9名
11	会議録の写し	別紙のとおり添付
12	議案書の写し	別紙のとおり添付

平成30年 第1回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

平成30年 3月 7日（水）  
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

2番	川 幡 宗 宏	3番	原 田 弘 克
4番	志賀浦 学	5番	内 田 惠 子
6番	西 股 裕 司	7番	佐 藤 妙 子
8番	菅 原 文 子	9番	石 川 康 弘
10番	熊 木 惠 子	11番	側 瀬 敏 彦

2. 欠席議員

1番 本 間 秀 正

3. 会議録署名議員

2番 川 幡 宗 宏                      3番 原 田 弘 克

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長 山 内 貢                      事務局主査 光 永 晋

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長 三 好 富士夫                      教 育 長 小笠原 正 和  
農業委員会長 山 下 義 昭                      監 査 委 員 角 畠 徹

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 勇 一	総 務 課 長	大 崎 貞 二
まちづくり課主幹	藤 木 雅 彦	まちづくり課主幹	渡 部 浩 二
住 民 課 長	小 林 史 典	税 務 課 長 兼 出 納 室 長	柏 木 英 昭
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子	産 業 振 興 課 長	柿 崎 納
都 市 整 備 課 長	尾 暮 靖 志	病 院 事 務 長	松 田 秀 則

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 浅 野 茂

8. 選挙管理委員会長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 大 崎 貞 二

9. 公平委員会長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 大 崎 貞 二

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 内 田 亨

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

平成30年 第1回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

平成30年 3月 8日（木）  
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	本 間 秀 正	2番	川 幡 宗 宏
3番	原 田 弘 克	4番	志賀浦 学
5番	内 田 恵 子	6番	西 股 裕 司
7番	佐 藤 妙 子	8番	菅 原 文 子
9番	石 川 康 弘	10番	熊 木 恵 子
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員 なし

3. 会議録署名議員

2番	川 幡 宗 宏	3番	原 田 弘 克
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	光 永 晋
------	-------	-------	-------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	三 好 富士夫	教 育 長	小笠原 正 和
監 査 委 員	角 畠 徹		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 勇 一	総 務 課 長	大 崎 貞 二
まちづくり課主幹	藤 木 雅 彦	まちづくり課主幹	渡 部 浩 二
住 民 課 長	小 林 史 典	税務課長兼出納室長	柏 木 英 昭
保健福祉課長	佐 藤 由美子	産業振興課長	柿 崎 納
都市整備課長	尾 暮 靖 志	病院事務長	松 田 秀 則

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	大 崎 貞 二
-----------	---------

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長）	大 崎 貞 二
----------------	---------

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 内 田 亨

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

平成29年 第1回南幌町議会定例会（3日目） 会議録

平成30年 3月14日（水）  
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	本間 秀正	2番	川幡 宗宏
3番	原田 弘克	4番	志賀浦 学
5番	内田 恵子	6番	西股 裕司
7番	佐藤 妙子	8番	菅原文子
9番	石川 康弘	10番	熊木 恵子
11番	側瀬 敏彦		

2. 欠席議員 なし

3. 会議録署名議員

2番	川幡 宗宏	3番	原田 弘克
----	-------	----	-------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山内 貢	事務局主査	光 永 晋
------	------	-------	-------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町長	三好 富士夫	教育長	小笠原 正和
監査委員	角 畠 徹		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	小林 勇一	総務課長	大崎 貞二
住民課長	小林 史典	税務課長兼出納室長	柏木 英昭
保健福祉課長	佐藤 由美子	産業振興課長	柿崎 納
都市整備課長	尾暮 靖志	病院事務長	松田 秀則

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅野 茂
--------	------

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	大崎 貞二
-----------	-------

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長）	大崎 貞二
----------------	-------

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 内 田 亨

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

- 議長 おはようございます。  
本日をもって招集されました平成30年第1回南幌町議会定例会を開会いたします。  
本日の出席議員数は10名でございます。本間議員につきましては、欠席の届が出ております。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。  
指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。  
2番 川幡 宗宏議員、3番 原田 弘克議員。以上、御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。  
先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。  
10番 熊木 恵子議員。
- 熊木議員 平成30年第1回議会定例会の運営について、去る2月28日、議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案などの概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として議員派遣承認3件、各委員会所管事務調査1件、町からは執行方針2件、平成29年度各会計補正予算7件、条例関係15件、平成30年度各会計予算7件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日3月7日から3月15日までの9日間とすることで意見の一致を見ております。最後に本定例会は、新年度予算の審議などもあり、開催期間が長くなることから、議会の運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は3月7日から3月15日までの9日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。  
(なしの声)  
御異議なしと認めます。よって本定例会は3月7日から3月15日までの9日間といたします。
- 日程3 諸般報告をいたします。  
・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これを持ちまして報告済みといたします。  
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成29年11月分、12月分及び平成30年1月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。

す。

これをもちまして報告済みといたします。

・3番目 南幌町議会報告懇談会実施報告をいたします。

本件につきましては、平成29年第1回議会定例会において、議員全員の派遣を議決して実施したものであります。これより、まち活性化特別委員会副委員長より報告をしていただきます。

9番 石川 康弘議員。

石川議員

それでは、昨年11月に行われました議会報告懇談会の結果を御報告いたします。南幌町議会報告懇談会実施報告。平成29年第1回南幌町議会定例会において、議員全員の派遣を決定した議会報告懇談会を実施したので、その概要を次のとおり報告いたします。1実施日程、平成29年11月18日であります。2実施内容、日ごろの議会活動を報告し、町民との懇談の機会を設け、今後の議会活動に反映していくことを目的に開催した。前回開催した報告会での意見等の対応報告及び平成28年度の決算状況について説明を行い、今回新たな取り組みとして、ワークショップ形式で、今後の町の発展について、町民と意見交換を行った。3結果、延べ18人の町民の皆さんの参加をいただき、会場では活発な意見交換を行い、かつ参加者にアンケート調査を実施した。今回町民から出された意見や要望等は全体で精査検討を重ね、今後の議会運営に反映させることとした。4まとめ、今後も引き続き幅広く町民の声を聞くとともに、議会として情報提供と説明責任を果たし、開かれた議会を目指していくものである。以上、報告といたします。

議 長

以上で、南幌町議会報告懇談会実施報告につきましては、報告済みといたします。

・4番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長

本議会定例会にあたり1件の行政報告を行います。みどり野きた住まいるヴィレッジ事業の進捗状況について御報告します。北海道、北海道住宅供給公社及び住宅事業者とのプロジェクトである本事業につきましては、現在、本年春の住宅展示場オープンに向けて、6棟の建築工事が着手されています。今後の予定は、事前周知イベントとして3月11日に建築中の現地モデルハウスを見学するバスツアーの実施、完成を記念して5月にプレオープンと6月にグランドオープンイベント、その後7月にかけて集中的にPRイベントを予定しており、南幌暮らしの発信拠点として、町の活性化や移住定住、みどり野団地の販売促進につながるものと期待しています。

議 長

以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 平成30年度町政執行方針演説を行います。

町長。

町 長

(平成30年度町政執行方針演説をする。)

議 長

以上で、町政執行方針演説を終わります。

●日程5 平成30年度教育行政執行方針演説を行います。

教育長。

教 育 長

(平成30年度教育行政執行方針演説をする。)

議長 以上で、教育行政執行方針演説を終わります。両執行方針演説につきましては、ただいまをもって終結いたします。なお、両執行方針に対する質問につきましては、一般質問において執り行うことといたしますので、御承知願います。

ここで、10時55分まで休憩をいたします。

(午前10時39分)

(午前10時55分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。日程6 議案第1号から日程12 議案第7号までの7議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程6 議案第1号 平成29年度南幌町一般会計補正予算  
(第7号)

●日程7 議案第2号 平成29年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

●日程8 議案第3号 平成29年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)

●日程9 議案第4号 平成29年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

●日程10 議案第5号 平成29年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

●日程11 議案第6号 平成29年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)

●日程12 議案第7号 平成29年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

以上7議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第1号から議案第7号までの7議案につきまして、提案理由を申し上げます。始めに、議案第1号 平成29年度南幌町一般会計補正予算(第7号)につきましては、歳出では、南幌温泉ハート&ハート基金積立金、担い手確保・経営強化支援事業補助金、経営体育成支援事業補助金の追加、歳入では町税、北海道地域づくり総合交付金、町有地売却収入の追加並びに事務事業の精査が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,620万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億3,718万5,000円とするものです。

次に、議案第2号 平成29年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では保険給付費、共同事業拠出金、基金積立金の減額、歳入では保険税、国庫支出金、療養給付費交付金、道支出金、共同事業交付金並びに一般会計繰入金などの減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億944万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,072万6,000円とするものです。

次に、議案第3号 平成29年度南幌町病院事業会計補正予算(第

3号) につきましては、減価償却の修正、一般会計繰入金並びに事務事業費の精査が主な理由です。その結果、収益的収入では既定予算に3,464万2,000円を追加し、6億1,733万3,000円とするものです。収益的支出では既定予算に2,997万8,000円を追加し、6億2,194万8,000円とするものです。資本的収入では既定予算から2,100万円を減額し、1億6,322万円とするものです。資本的支出では既定予算から1,712万5,000円を減額し、1億7,212万2,000円とするものです。

次に、議案第4号 平成29年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号) につきましては、歳出では、江別市汚水処理に係る経費負担金、消費税額の確定並びに各事業費の確定による減額、歳入では、使用料の精査による減額、繰越金の追加、一般会計繰入金の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ858万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億514万5,000円とするものです。

次に、議案第5号 平成29年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) につきましては、歳出では施設管理に係る委託料の減額、歳入では繰越金の追加、一般会計繰入金の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,405万円とするものです。

次に、議案第6号 平成29年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号) につきましては、歳出では地域支援事業費の減額、歳入では地域支援事業費の減額に伴う国庫支出金、支払基金交付金、道支出金並びに一般会計繰入金などの減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ510万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,386万6,000円とするものです。

次に、議案第7号 平成29年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) につきましては、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の減額、歳入では一般会計繰入金の減額、繰越金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,763万2,000円とするものです。

議案第1号につきましては副町長が、議案第2号、議案第6号及び議案第7号につきましては住民課長が、議案第3号につきましては病院事務長が、議案第4号及び議案第5号につきましては都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第1号 平成29年度南幌町一般会計補正予算(第7号) の説明を行います。初めに歳出から説明します。22ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額693万5,000円の減

額です。一般管理経費でふるさと応援寄附謝礼品など、総務省の通達に基づき見直したことにより精査するものです。なお、2月22日現在の実績を資料として配布しておりますので、ごらんください。寄附件数5,371件、寄附金額6,930万5,148円となっており、予算額7,000万円とほぼ同額となっております。予算書22ページに戻ります。

3目財産管理費、補正額1,626万円の追加です。財産管理経費で、南幌温泉ハート&ハート基金積立金は入湯税収入額分の積み立て、教育振興基金積立金は後ほど歳入で説明しますが、指定寄附があったことによるものです。

4目企画振興費、補正額1,401万円の減額です。生活路線等交通対策事業で補助額算定方法が改正されたことにより追加するものです。協働まちづくり推進事業は実績によるもので、本年度の申請は4団体・4事業となったものです。子育て世代住宅建築費助成事業も実績によるもので、本年度は9件となったところです。次ページにまいります。

5目企業誘致推進費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

8目防災諸費、補正額325万8,000円の減額です。防災対策事業で新規設置などの手数料を見込んでいましたが、導入業者より無償期間を1年延長の申し出があったことによるものです。

9目職員給与費、補正額1,999万4,000円の減額です。職員給与費で職員の異動なども含め精査するものです。なお、4節共済費につきましては、負担率の変更を含め精査しております。次ページにまいります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額166万円の減額です。国民健康保険特別会計繰出金で、後ほど特別会計で説明いたします。

2目障がい者福祉費、補正額497万円の追加です。地域生活支援事業で58万円の追加、障がい者福祉経費で439万円の追加です。それぞれ扶助費の実績並びに今後の見込みを含め追加するものです。

3目老人福祉費、補正額63万7,000円の減額です。介護保険特別会計繰出金で、後ほど特別会計で説明いたします。

4目重度心身障がい者福祉費、補正額60万円の追加です。重度心身障がい者医療費助成経費で、今後の見込みを含め追加するものです。

7目後期高齢者医療費、補正額89万4,000円の減額です。後期高齢者医療事業で特別会計繰出金として、後ほど特別会計で説明いたします。

8目臨時福祉給付金等支給事業費、補正額358万5,000円の減額です。臨時福祉給付金等支給経費で、実績により減額するものです。次ページにまいります。

2項1目児童福祉総務費、補正額50万円の追加です。児童福祉総務経費で、今後の見込みを含め追加するものです。

2目児童措置費、補正額385万5,000円の減額です。児童手当支給経費で精査によるものです。

3目保育所費、補正額217万3,000円の追加です。保育所運営補助事業で障がい児並びに入園児の増により追加するものです。過年度返還金は確定によるものです。次ページにまいります。

4款衛生費1項2目予防費、補正額319万8,000円の減額です。成人保健事業で169万8,000円の減額、感染症予防事業で150万円の減額です。それぞれ精査によるものです。

3目環境衛生費、補正額36万7,000円の減額です。南空知葬斎組合負担金で確定によるものです。

4目病院費、補正額842万8,000円の追加です。病院事業会計繰出金で、後ほど特別会計で説明いたします。

2項1目じん芥処理費、補正額552万4,000円の減額です。ごみ処理対策事業で次ページにかけ、それぞれ組合負担金の確定によるものです。

2目し尿処理費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

3目合併処理浄化槽整備事業費、補正額329万3,000円の減額です。合併処理浄化槽設置整備事業で、それぞれ確定によるものです。なお、本年度の設置件数は4件となっております。

3項1目上水道施設費、補正額112万6,000円の減額です。長幌上水道企業団負担金で確定によるものです。次ページにまいります。

5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額5,704万2,000円の追加です。農業振興経費で5,854万2,000円の追加です。有害鳥獣捕獲等業務はアライグマ捕獲頭数の増、農業経営高度化促進事業は、本年度分の事業費の確定と国の補正分の追加を合わせ精査するもので、追加補正分は翌年度に繰り越し実施します。担い手確保・経営強化支援事業は、国の補正事業で2法人が農業機械導入補助の申請をしており、内々示があったことから追加するもので、採択された時は翌年度に繰り越し実施します。経営体育成支援事業は、農業機械導入補助の申請をしていた5経営体が事業採択されたため追加するものです。担い手育成対策事業で150万円の減額です。事業の中止によるものです。

3目農地費、補正額35万6,000円の追加です。土地改良事業経費で201万4,000円の追加です。国営・道営受託事業の換地業務の精査と経営体育成基盤整備事業は、本年度分事業費の確定と国の補正分の追加を精査するもので、追加補正分は翌年度に繰り越し実施します。

農業集落排水事業特別会計繰出金は、後ほど特別会計で説明いたします。次ページにまいります。

4目機場施設管理費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

6款商工費1項1目商工振興費、補正額200万9,000円の減額です。中小企業資金利子補給事業で103万6,000円の減額です。確定によるもので、新規11社を含む27社分の利子補給です。

南幌温泉大規模改修事業で97万3,000円の減額です。それぞれ確定によるものです。次ページにまいります。

7款土木費2項2目道路維持費、補正額210万1,000円の減額です。町道除排雪事業で雪寒機械の入札減によるものです。

3項2目公園費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

3目公共下水道費、補正額988万円の減額です。下水道事業特別会計繰出金で、後ほど特別会計で説明いたします。

4項1目住宅管理費、補正額224万7,000円の減額です。公営住宅管理経費で入札減によるものです。次ページにまいります。

8款消防費1項1目消防費、補正額1,515万5,000円の減額です。南空知消防組合負担金事業で減額するものですが、内容につきましては消防費の明細で説明いたします。42ページをごらんください。歳入で消防費、補正額1,184万7,000円の減額です。それぞれ歳出の事業費の確定による補助金等の精査と繰越金の確定によるものです。次ページにまいります。歳出で消防費、補正額1,330万2,000円の減額です。消防組合本部運営助成事業で2万7,000円の減額、消防支署運営事業で191万5,000円の減額、次ページにまいりまして、消防団運営事業で112万1,000円の減額、施設・資機材更新事業で1,023万9,000円の減額です。それぞれ入札減などを含め精査するものです。31ページをごらんください。

9款教育費1項3目教育振興費、補正額237万円の減額です。中学生国際留学プログラム事業で、対象者の減によるものです。次ページにまいります。

3項1目学校管理費、補正額96万8,000円の追加です。校舎管理経費で燃料費を追加するものです。

4項2目社会教育振興費、補正額58万8,000円の減額です。社会教育振興事業で、子ども会育成連絡協議会が実施した事業が子どもゆめ基金の助成対象となり、直接協議会に助成されたため減額するものです。

6目生涯学習センター管理費、補正額35万9,000円の追加です。生涯学習センター運営経費で燃料費を追加するものです。

5項4目給食センター運営費、補正額325万6,000円の追加です。給食センター運営経費で、燃料費並びに蒸気ボイラーに水漏れなど不具合があることから修繕料を追加するものです。次ページにまいります。

10款公債費1項1目元金、補正額392万2,000円の減額です。地方債元金償還費の確定によるものです。

2目利子、補正額451万1,000円の減額です。地方債利子償還費の確定によるものです。次に歳入の説明を行います。15ページをごらんください。

1款町税1項1目個人、補正額893万9,000円の追加です。

2目法人、補正額1,613万3,000円の追加です。

2項1目固定資産税、補正額175万1,000円の追加です。

4項1目町たばこ税、補正額137万7,000円の追加です。それぞれ現年課税分の収納見込みにより追加するものです。次ページにまいります。

12款分担金及び負担金1項1目農林水産業費分担金、補正額95万円の減額です。1節農業費分担金で道営土地改良事業受益者分担金の確定によるものです。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額284万9,000円の減額です。

2項1目総務費国庫補助金、補正額12万3,000円の追加です。

2目民生費国庫補助金、補正額358万5,000円の減額です。

3目衛生費国庫補助金、補正額93万1,000円の減額です。

4目土木費国庫補助金、補正額2,006万8,000円の減額です。次ページにまいります。

5目消防費国庫補助金、補正額570万円の減額です。それぞれ歳出で説明しました事業費の確定などにより精査するものです。

15款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額180万円の減額です。それぞれ事業費の確定などにより精査するものです。

2項1目総務費道補助金、補正額はありませんが各事業に対する地域づくり交付金が確定したことから、精査するものです。

2目民生費道補助金、補正額52万5,000円の追加です。次ページにまいります。

4目農林水産業費道補助金、補正額5,532万6,000円の追加です。

6目商工費道補助金、補正額1,610万円の追加です。

7目土木費道補助金、補正額540万円の追加です。それぞれ事業費の確定による精査と地域づくり総合交付金の確定により追加するものです。

16款財産収入1項1目財産貸付収入、補正額97万1,000円の追加です。ツルハ並びにローソンへの貸付料を追加するものです。次ページにまいります。

2項1目不動産売払収入、補正額1,926万1,000円の追加です。社会福祉法人南幌苑への売り払い1,925万6,000円並びに国道337号線拡幅工事に伴う町有地売り払いとして5,000円を追加するものです。

17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額19万2,000円の追加です。一般寄附金として、匿名希望の方より10万円、町外在住の職員7名より9万円、日本入れ歯リサイクル協会より2,000円の寄附をいただいたものです。

2目教育費寄附金、補正額2万円の追加です。ディスコナイトIN南幌より3万円の寄附をいただいたものです。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額6,237万2,000円の減額です。財源調整を行うもので、これにより平成29年度末基金残高は9億1,309万円の見込みとなります。

3目教育振興基金繰入金、補正額237万円の減額です。歳出予算に充当していました事業費の確定により精査するもので、これにより平成29年度末基金残高は312万円の見込みとなります。

5目南幌温泉ハート&ハート基金繰入金、補正額1,630万円の減額です。同じく事業費の確定並びに地域づくり総合交付金の対象となったことから精査するもので、これにより平成29年度末基金残高は3,672万8,000円の見込みとなります。6目ふるさと応援基金繰入金、補正額1,209万5,000円の減額です。同じく充当していた事業費の確定により精査するもので、これにより平成29年度末基金残高は8,854万9,000円の見込みとなります。次ページにまいります。

20款諸収入4項3目土地改良事業調査受託事業収入、補正額462万1,000円の減額です。確定によるものです。

5項3目農林水産業収入、補正額301万4,000円の追加です。

5目雑入、補正額40万4,000円の追加です。それぞれ確定によるものです。次ページにまいります。

21款町債1項1目商工債、補正額80万円の減額です。

2目土木債、補正額1,110万円の減額です。

3目消防債、補正額800万円の減額です。

4目臨時財政対策債、補正額200万2,000円の減額です。

5目農林水産業債、補正額980万円の追加です。いずれも事業費などの確定により精査するものです。

以上、歳入歳出それぞれ1,620万7,000円を減額し、補正後の総額を56億3,718万5,000円とするものです。

次に繰越明許費の説明を行います。7ページをごらんください。

第2表、繰越明許費、歳出で説明しました農業経営高度化促進事業から道営経営体育成基盤整備事業までの3事業につきまして、翌年度に繰り越し事業実施するものです。次ページにまいります。

第3表、債務負担行為補正の説明を行います。変更でございます。中小企業総合振興資金利子補給並びに給食センター管理用備品譲渡契約2事業について、変更前の期間及び限度額を変更後の期間及び限度額にそれぞれ改めるもので、事業費の確定によるものです。次ページにまいります。

第4表、地方債補正の説明を行います。追加でございます。鶴城一期地区農業競争力基盤強化特別対策事業並びに鶴沼地区経営体育成基盤整備事業の2事業を追加するもので、それぞれの限度額及び起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。次ページにまいります。地方債補正の変更でございます。南幌温泉大規模改修事業から臨時財政対策債までの6事業につきまして、事業費の確定などにより限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。次ページにまいります。

地方債補正の廃止でございます。町道整備事業並びに高機能緊急通信指令システム整備事業の2事業を充当財源の変更により廃止するものです。以上で、議案第1号の説明を終わります。

議 長  
住民課長

住民課長。

それでは、議案第2号 平成29年度南幌町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。11ページをごらんください。

2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費、補正額5,000万円の減額でございます。19節一般被保険者療養給付費負担金5,000万円の減額、医療費の減少により減額するものです。

次に、2目退職被保険者等療養給付費、補正額800万円の減額でございます。19節退職被保険者等療養給付費負担金800万円の減額、医療費の減少より減額するものです。

続きまして、2項1目一般被保険者高額療養費、補正額1,400万円の減額でございます。19節一般被保険者高額療養費負担金1,400万円の減額、医療費の減少により減額するものです。

次に、2目退職被保険者等高額療養費、補正額200万円の減額でございます。19節退職被保険者等高額療養費負担金200万円の減額、医療費の減少により減額するものです。次ページにまいります。

3項1目出産育児一時金378万円の減額でございます。19節出産育児一時金交付金378万円の減額、出生数が見込みを下回ったことにより減額するものです。

続きまして、3款後期高齢者支援金等1項1目後期高齢者支援金、補正額32万1,000円の減額でございます。19節後期高齢者支援負担金32万1,000円の減額、負担金の確定によるものです。次ページにまいります。

4款前期高齢者納付金等1項1目前期高齢者納付金、補正額4,000円の追加でございます。19節前期高齢者納付金負担金4,000円の追加、負担金の確定により追加するものです。

続きまして、6款介護納付金1項1目介護納付金、補正額44万4,000円の減額でございます。19節介護納付負担金44万4,000円の減額、負担金の確定によるものです。

続きまして、7款共同事業拠出金1項1目高額医療費拠出金、補正額1,236万8,000円の減額でございます。19節高額医療費拠出負担金1,236万8,000円の減額、負担金の確定によるものです。

次に、2目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額1,198万円の減額でございます。19節保険財政共同安定化事業拠出負担金、1,198万円の減額、負担金の確定によるものです。次ページにまいります。

8款保険事業費1項1目特定健康診査等事業費と、次の2項1目保健衛生普及費につきましては補正額はございません。財源内訳を変更するものです。

続きまして、9款基金積立金1項1目基金積立金、補正額658万8,000円の減額でございます。財源調整を行うものです。次ページにまいります。

11款諸支出金1項3目償還金、補正額3万7,000円の追加で

ございます。23節国庫支出金等精算金3万7,000円の追加、平成28年度の療養給付費等負担金の確定によるものです。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税、補正額1,424万5,000円の減額でございます。1節医療給付費分現年課税分で962万円の減額、2節後期高齢者支援金分現年課税分で294万3,000円の減額、3節介護給付費分現年課税分で168万2,000円の減額。いずれも、本年度中の被保険者数の減により、保険税の調定額が当初予算を下回り、年度末において歳入不足となることから減額するものです。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税、補正額32万7,000円の減額でございます。1節医療給付費分現年課税分で22万5,000円の減額、2節後期高齢者支援金分現年課税分で5万円の減額、3節介護給付費分現年課税分で5万2,000円の減額、いずれも本年度中の被保険者数の減少に伴い、保険税の調定額が当初予算を下回り年度末において歳入不足となることから減額するものです。

続きまして、3款国庫支出金1項1目療養給付費等負担金、補正額2,575万1,000円の減額でございます。1節現年度分療養給付費等負担金2,575万1,000円の減額、負担金の確定により減額するものです。

次に、2目高額医療費共同事業負担金、補正額310万8,000円の減額でございます。1節高額医療費共同事業負担金、310万8,000円の減額。歳出の高額医療費拠出金の変更により減額するものです。

次に、3目特定健康診査等負担金、補正額13万5,000円の減額でございます。1節特定健康診査等負担金13万5,000円の減額、負担金の確定によるものです。次ページにまいります。

2項1目財政調整交付金、補正額2,516万5,000円の減額でございます。1節財政調整交付金、普通調整交付金で2,189万2,000円の減額、特別調整交付金で327万3,000円の減額。いずれも交付金の確定によるものです。

続きまして、4款療養給付費交付金1項1目療養給付費交付金、補正額717万8,000円の減額でございます。1節、現年度分で717万8,000円の減額、交付金の確定によるものです。

続きまして、6款道支出金1項1目高額医療費共同事業負担金、補正額310万8,000円の減額でございます。1節高額医療費共同事業負担金、310万8,000円の減額、国庫支出金同様に歳出の高額医療費拠出金の変更により減額するものです。

次に、2目特定健康診査等負担金、補正額13万5,000円の減額でございます。1節特定健康診査等負担金で13万5,000円の減額、国庫支出金同様に確定によるものです。次ページにまいります。

2項1目道調整交付金、補正額513万8,000円の減額でございます。1節道調整交付金、普通調整交付金で994万円の減額でございます。特別調整交付金で480万2,000円の追加。いずれも

交付金の確定によるものです。

続きまして、7款共同事業交付金1項1目高額医療費共同事業交付金、補正額676万6,000円の減額でございます。1節高額医療費共同事業交付金676万6,000円の減額、交付金確定によるものです。

次に、2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額1,776万8,000円の減額でございます。1節保険財政共同安定化事業交付金1,776万8,000円の減額、交付金確定によるものです。

続きまして、9款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額165万8,000円の減額でございます。1節一般会計繰入金、国民健康保険基盤安定繰入金172万4,000円の減額、保険税軽減分として、応益分の7割、5割、2割の軽減相当額を公費で財政支援し、財源は道4分の3、町4分の1で補助金は一般会計で受け、町負担分と合わせて本会計に繰り入れるもので、3,566万6,925円となります。保険者支援分として、保険税軽減（応益分）の対象となる低所得者数に応じて、平均保険料の一定割合を保険者に対して公費で財政支援し、財源は国2分の1、道4分の1、町4分の1で補助金は一般会計で受け町負担分と合わせて本会計に繰り出すもので、1,976万3,193円となり、保険税軽減分と合わせ総額で5,543万118円となります。次の国民健康保険財政安定化支援繰入金、258万6,000円の追加、これは市町村国保の財政安定化のため一般会計から国保会計への繰り入れについて交付税措置されるものでございます。総額では1,082万3,000円となります。次の国民健康保険出産育児一時金繰入金252万円の減額。これは歳出の出産育児一時金の3分の2を一般会計から国保会計へ繰り入れるもので、総額で6件分、168万円となります。次ページにまいります。

2項1目財政調整基金繰入金、補正額104万2,000円の追加でございます。1節財政調整基金繰入金、財源調整を行うものです。これにより年度末の基金残高は5,593万8,000円の見込みとなります。

以上、歳入歳出それぞれ1億944万円を減額し、補正後の総額を11億5,072万6,000円とするものでございます。以上で、議案第2号の説明を終わります。

議 長  
病院事務長

病院事務長。

議案第3号 平成29年度南幌町病院事業会計補正予算（第3号）の説明をいたします。5ページをごらんください。初めに収益的収入及び支出の収入から説明いたします。

1款2項3目他会計負担金、補正額3万8,000円の減額でございます。企業債償還利息の確定によるものです。

4目他会計繰入金、補正額846万6,000円の追加でございます。交付税病床数に係る基準単価の改定など、繰り出し対象経費の増によるものです。

5目その他医業外収益、補正額64万4,000円の追加でございます。病衣、おむつ等の取り扱いに係る手数料の増によるものです。

6目長期前受金戻入、補正額113万4,000円の追加でございます。減価償却の修正に伴い、追加するものです。

3項1目過年度損益修正益、補正額2,443万6,000円の追加でございます。減価償却の修正に伴い、追加するものです。次ページにまいります。

次に、支出について説明いたします。

1款1項1目給与費、補正額449万6,000円の減額でございます。人件費の精査によるものです。

2目材料費、補正額149万6,000円の追加でございます。薬品費の増によるものです。

3目経費、補正額827万5,000円の減額でございます。江別市立病院からの宿直派遣等の減、その他の経費の精査によるものです。

4目減価償却費、補正額1,652万2,000円の追加でございます。減価償却の修正に伴い、追加するものです。

5目資産減耗費、補正額1,314万9,000円の追加でございます。空調等の改修などによる旧資産の処分と期限切れ薬品の処分に伴うものです。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、補正額152万1,000円の減額でございます。償還利息の確定及び一般会計から資金融通を受けたことによる、一時借入金利息の減によるものです。

3項1目過年度損益修正損、補正額1,310万3,000円の追加でございます。減価償却の修正に伴い、追加するものです。次ページにまいります。

次に、資本的収入及び支出の収入から説明いたします。

1款2項1目企業債、2,100万円の減額でございます。事業費の確定により減額するものです。

次に、支出について説明いたします。

1款1項1目固定資産購入費、補正額10万1,000円の減額でございます。入札減によるものです。

2目病院整備事業費1,702万4,000円の減額でございます。改修工事に係る入札減等によるものです。1ページにお戻りください。

第2条、第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして、病院事業収益の総額を6億1,733万3,000円に、病院事業費用の総額を6億2,194万8,000円に改めるものでございます。この結果、病院事業収益が病院事業費用に対し、不足する額は461万5,000円となります。

次に第3条、資本的収入及び支出の資本的収入の総額を1億6,322万円に、資本的支出の総額を1億7,212万2,000円に改めるものでございます。この結果資本的収入が資本的支出に対し不足する額を890万2,000円に改めるものです。次ページにまいります。

次に第4条、医療機器購入事業の起債限度額を10万円減額し320万円に、病院設備整備事業の起債限度額を2,090万円減額し1億5,010万円に改めるものでございます。

次に第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を449万6,000円減額し、3億3,103万8,000円に改めるものでございます。

次に第6条、たな卸資産の購入限度額を3,305万2,000円に改めるものでございます。以上で議案第3号の説明を終わります。

都市整備課長。

それでは、議案第4号 平成29年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の説明を申し上げます。初めに歳出から説明いたします。9ページをごらんください。

1款下水道事業費1項2目管理費、補正額667万4,000円の減額。13節委託料は、汚水処理にかかわる各種業務委託料の精査によるものでございます。19節負担金補助及び交付金は、江別市汚水処理施設維持管理負担金の精査による減額、及び江別市公共下水道事業起債償還分の利率確定による負担額の減額でございます。27節公課費は、消費税額の確定によるものでございます。

3目建設費、補正額143万6,000円の減額。13節委託料は、下水道事業認可変更業務の入札執行残による精査でございます。15節工事請負費は、新たな公共枿の設置がなかったことから減額するものでございます。19節負担金補助及び交付金は、10ページになります。江別市南幌関連工事負担金の確定による減額でございます。

2款公課費1項1目元金、補正額21万5,000円の追加、続いて2目利子、補正額68万6,000円の減額。いずれも、借り入れを行っている起債の利率確定によるものでございます。

続きまして、次ページをごらんください。地方債に関する調書につきましては、南幌公共下水道事業に対します地方債の現在高見込額を、今回の補正額にあわせて変更するものでございます。御参照のほどよろしくお願いいたします。

続きまして歳入の説明をいたします。8ページをごらんください。

2款使用料及び手数料1項1目下水道使用料、補正額280万2,000円の減額。1節現年分使用料は、年間の使用水量を精査いたしまして、現年分の使用料を減額するものでございます。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額988万円の減額。歳出及び使用料収入の精査、繰越金、町債の確定により、建設費及び公債費に充当していた不足分を減額するものです。

4款繰越金1項1目繰越金、補正額430万1,000円の追加。平成28年度事業会計の繰越金確定によるものでございます。

6款町債1項1目下水道事業債、補正額20万円の減額。歳出、建設費の江別市南幌関連工事負担金が確定したことから減額するものでございます。以上で歳入の説明を終わります。続きまして5ページをごらんください。

第2表、地方債補正を御説明いたします。江別市公共下水道事業南幌関連負担金に関します、下水道事業費の精査による額の変更でございます。起債の目的、下水道事業。補正前限度額1,380万円を、補正後限度額1,360万円とし、20万円減額するものでござい

す。また起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

以上、歳入歳出それぞれ858万1,000円を減額し、補正後の総額を2億514万5,000円とするものでございます。以上で議案第4号の説明を終わります。

続きまして、議案第5号 平成29年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の説明を申し上げます。初めに歳出から説明いたします。8ページをごらんください。

1款農業集落排水事業費1項1目管理費、補正額31万円の減額。13節委託料で汚水処理施設にかかわります、それぞれの業務委託料の精査によるものでございます。次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額165万8,000円の減額。歳出の精査並びに繰越金の計上により、一般会計繰入金を減額するものでございます。

4款繰越金1項1目繰越金、補正額134万8,000円の追加。平成28年度事業会計の繰越金確定によるものでございます。以上、歳入歳出それぞれ31万円を減額し、補正後の総額を1,405万円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議長

昼食のため1時15分まで休憩をいたします。

(午前11時51分)

(午後 1時15分)

議長  
住民課長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。住民課長。

それでは、議案第6号 平成29年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。9ページをごらんください。

4款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額510万円の減額でございます。19節訪問型サービス事業負担金で、240万円の減額。通所型サービス事業負担金で、270万円の減額。いずれもサービスの未利用や、対象者でなくなったことなど、利用者が予定より少なかったため精査するものです。

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

2款国庫支出金2項2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業補正額127万5,000円の減額でございます。1節、現年度分地域支援事業交付金、総合事業で127万5,000円の減額。

次の3款支払基金交付金1項2目地域支援事業交付金、補正額142万8,000円の減額。1節、現年度分介護予防事業支援交付金で142万8,000円の減額。

次の4款道支出金2項1目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、補正額63万8,000円の減額。1節現年度分地域支援事業交付金総合事業で63万8,000円の減額。

次ページ、6款繰入金1項2目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業、補正額63万7,000円の減額。1節現年度

分地域支援事業交付金、総合事業で63万7,000円の減額。

以上、2款2項国庫補助金から6款1項一般会計繰入金まで、歳出で説明いたしました、介護予防・生活支援サービス事業の精査に伴い、それぞれの財源を減額するものです。

続きまして、2項1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額112万2,000円の減額でございます。1節介護給付費等準備基金繰入金112万2,000円の減額、財源調整を行うものです。これにより年度末の基金残高は1,730万円の見込みとなります。

以上、歳入歳出それぞれ510万円を減額し、補正後の総額を7億8,386万6,000円とするものでございます。以上で、議案第6号の説明を終わります。

続きまして、議案第7号 平成29年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明をいたします。最初に歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額36万5,000円の減額でございます。19節事務費負担金で51万円の減額、平成29年度負担金の確定によるものです。

次に、保険基盤安定負担金で14万5,000円の追加、平成29年度負担金の確定によるものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

3款繰入金1項1目事務費繰入金、補正額103万9,000円の減額でございます。1節事務費繰入金、町業務分として52万9,000円、広域連合共通経費分として51万円、それぞれ精査・確定により減額するものです。

次に2目保険基盤安定繰入金、補正額14万5,000円の追加でございます。1節保険基盤安定繰入金、保険基盤安定負担金の確定によるものです。

続きまして、4款繰越金1項1目繰越金、補正額52万9,000円の追加でございます。平成28年度の繰越金確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ36万5,000円を減額し、補正後の総額を9,763万2,000円とするものです。以上で議案第7号の説明を終ります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第1号 平成29年度南幌町一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。

3番 原田 弘克議員。

原田議員 補正予算の関係で、2点ほど御質問をさせていただきます。予算書26ページ、2目予防費でございます。成人保健事業で各種検診委託料、160万何がしの減額ということで、去年は検診料追加の増額補正をした経緯もございますが、今回減額ということで特になんか検診などのことの実績、また3月いっぱい確定はしておりませんが、この減額の要因含め検診に対する事務方の考え方もちよっとお伺いし

たいと思います。減額の要因をまずお伺いしたいと思います。

それと2点目が32ページでございます。4目の給食センター運営費、修繕料200万円ちょっと、副町長の説明では蒸気ボイラーの不具合という御説明がありました。この不具合の内容と、それと給食業務に影響がなかったのか、1点お伺いしたいと思います。計2点、よろしくお願いたします。

議 長  
保健福祉課長

保健福祉課長。

ただいまの質問にお答えします。がん検診ですけれども、昨年度から受診券交付の方式をとらせていただきまして、非常に多くの方に受診をいただいたところでございます。ことしの減額の要因といたしましては、国の基準に基づきまして、先駆けて導入させていただきました胃がん検診、50歳以上の胃カメラの検診でございます。こちらにつきましては2年に1度の検診ということでございまして、29年度におきましては、胃カメラの検診が該当しない方が非常に多かったということと、あと子宮がん・乳がん検診におきましても、2年に1度の検診ということで、そちらにおきましても、伸びが見られなかったということでございます。要因の大きなものとしては、この3つの検診の受診率の低下によるものと思っております。ただし、受診券を交付しておりませんでした平成27年度の実績は、既に上回っておりますので、また次年度受診の機会の拡大も検討しておりますので、そちらも含めまして、28年度並みの実績となるように力を入れてまいりたいと思っております。以上です。

議 長  
生涯学習課長

生涯学習課長。

2点目の給食センターの修繕料の補正内容につきましてお答えをいたします。今回の修繕につきましては、調理や洗浄、消毒などに必要となる蒸気ボイラーの本体部分、いわゆる缶体というふうに呼んでおりますが、そちらのほうの老朽化により、水漏れなどが発生したことから不具合が発生しており、運転できなくなるということで給食に支障が生じることから、今回交換の修繕を行うところでございます。現在の状況につきましては、応急処置をさせていただきまして、このあと春休み中に修繕を行いたいというふう考えております。以上でございます。

議 長  
原田議員

3番 原田 弘克議員。

給食センターの蒸気ボイラーの関係については了解をいたしました。

最初のがん検診の関係でございますけれども、昨年度も前年度を上回るという実績があったわけですが、いろいろなマスコミやいろいろな報道の中で、検診に対する認識がふえたのは承知しております。今回、そういう国に先立ってやってる部分、胃がん関係、子宮がん検診も当然2年に1回と、がんによっては2年に一度、1年に一度、そういう定義があります。やっぱりこう南幌町内でも、50代の町民ががんで亡くなってるというケースも多々見受けられるところでございます。道新の中では、毎回こうがんを知ろうという特集を組んで周知もしております。新たな取り組みにつきましてはまた新年度予算、予

算特別委員会でまたその辺のお話をさせていただきますが、一層のPRをお願いをして再質問はいたしません。

議長

ほかに質問ありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第2号 平成29年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第2号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第3号 平成29年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

8番 菅原 文子議員。

菅原議員

補正予算の6ページの3節賃金のところで出張医師賃金で393万7,024円追加となっておりますが、これの詳細をお尋ねいたします。

それと7ページの20節委託料、医師派遣業務委託料で、この減額になった要因は何かお尋ねいたします。

議長

病院事務長。

病院事務長

ただいまの2点の御質問ですけれども、初めに医師派遣委託料の減額の要因ということですが、これにつきましては、昨年度、当初で見込んでいた江別市立病院からの宿直医、あと一部非常勤として来ていただいていた医師、その分がなくなっております。原則、若干、数回の宿直等があったんですけれども、原則的に従来、派遣していただいた分が全て、江別の分がなくなっているということで、もう1点の出張医師の賃金というほうと関連が出るんですけれども、江別で従来、委託料で契約を結んで対応していた部分が、全て民間の紹介会社からの医師個人と契約を結んで、当直等をしていただく形に転換となっております。それで、賃金のほうがふえて委託料のほうが減っているということとなっております。以上です。

議長

8番 菅原 文子議員。

菅原議員

それではこの増減で関連があるということですが、この金額が2倍近く違うということで、回数とか人数とか、その割合はどのようなことになっているのでしょうか。

議長

病院事務長。

病院事務長

出張医師の賃金のほうの増加のほうなんですけれども、厳密な数字、医大関連でいろいろ動いてるんですけれども、江別の分に限って言えば、おおむね月に五、六回分、年間にしますと60回程度ですか。それが変動しております。委託料のほうですけれども、委託料のほうにつきましては、今の連動している当直の医師の分もありますし、ほかうちの常勤の先生の代がえの休暇等に伴う代替予算も、ある一定の金額を見込んでおります。その分の使用しない分を全て落としていっておりますので、その分の差が大きく出てると思います。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第4号 平成29年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第5号 平成29年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第6号 平成29年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第7号 平成29年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第7号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本7議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第1号 平成29年度南幌町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第2号 平成29年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第3号 平成29年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第4号 平成29年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第

2号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第5号 平成29年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第6号 平成29年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第7号 平成29年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程13 議案第8号から日程22 議案第17号までの10議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

- 日程13 議案第8号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程14 議案第9号 南幌町国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例制定について
- 日程15 議案第10号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程16 議案第11号 平成30年度南幌町一般会計予算
- 日程17 議案第12号 平成30年度南幌町国民健康保険特別会計予算
- 日程18 議案第13号 平成30年度南幌町病院事業会計予算
- 日程19 議案第14号 平成30年度南幌町下水道事業特別会計予算
- 日程20 議案第15号 平成30年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程21 議案第16号 平成30年度南幌町介護保険特別会計予算
- 日程22 議案第17号 平成30年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上10議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第8号から議案第17号までの10議案につきまして、提案理由を申し上げます。始めに、議案第8

号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、国民健康保険法等の改正に伴い、本案を提案するものです。

次に、議案第9号 南幌町国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例制定につきましては、国民健康保険法の改正に伴い、本案を提案するものです。

次に、議案第10号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、介護保険料の改正に伴い、本案を提案するものです。

次に、議案第11号から議案第17号までの7議案につきましては、平成30年度における南幌町一般会計予算及び各種特別会計予算であり、概要につきましては、別途配付いたしました、平成30年度南幌町各会計予算編成の概要により、副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
副 町 長  
議 長

予算編成概要の説明を求めます。副町長。

(予算編成概要の朗読により説明する。)

ただいま上程されました10議案の取り扱いについてお諮りいたします。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員

ただいま上程されました、平成30年度各会計予算及び関連条例議案などにつきましては、議長を除く10名による予算審査特別委員会を設置して、本10議案を付託し休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議 長

お諮りいたします。ただいまの熊木 恵子議員からの御発言は、10名による予算審査特別委員会を設置して、本案を付託し休会中に審査するという御意見であります。さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本10議案は予算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りをいたします。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長には志賀浦学議員、副委員長には石川 康弘議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議 長

お諮りいたします。ただいま、熊木 恵子議員からの提案がありましたとおり、委員長には志賀浦 学議員、副委員長には石川 康弘議員との御発言であります。さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって委員長には志賀浦 学議員、副委員長には石川 康弘議員と決定いたしました。

以上で本日予定をしておりました全ての議案審議が終了いたしました。

明日 8 日午前 9 時半まで延会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって明日 8 日午前 9 時半まで延会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 2 時 0 0 分)

- 議長 おはようございます。  
昨日より延会となっております、平成30年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
- 日程23 一般質問を行います。  
本定例会の一般質問通告者は7名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。
- 6番 西股 裕司議員。  
西股議員 まず私の質問の内容につきましては、ふるさと応援寄附事業の拡充についてということで町長にお伺いいたします。ふるさと応援寄附金の実績は、総務省の全国集計では平成20年度5万4,000件、81億3,900万円でしたが、平成27年度には726万件、1,652億9,100万円と急激に増加しています。そして、平成28年度には件数が初めて1,000万件を超える1,271万件となり、応援寄附金も2,844億800万円と順調に増加してきています。南幌町の推移も、全国と同様に増加しており、平成28年度は過去最高の9,600万円の実績となりましたが、平成29年、返礼品競争に歯止めをかける総務省からの通達の影響や全体的に飽和状態の感が見られ、前年度を下回っている状況となっております。本町においては、ふるさと応援寄附金は子育て支援をはじめとする、いろいろな事業に活用しており、重要な位置づけにあると捉えています。今後も寄附金を安定的かつ大々的に募っていくためには、専門的な部署の設置をすべきと思いますが、町長の考えを伺います。
- 議長 町長。  
町長 ふるさと応援寄附事業の拡充についての御質問にお答えします。本町では平成26年4月に南幌町ふるさと応援基金条例及び南幌町ふるさと応援寄附金要綱を制定以来、全国各地の皆様から多くの寄附をお寄せいただいていることに感謝を申し上げます。御承知のとおり、昨年、総務大臣よりふるさと納税に係る返礼品の送付等についての通知が発出され、金銭類似性や資産性の高いもの、寄附額に対し返礼品の調達価格の割合が高いものなど、制度の趣旨に反するような返礼品を送付しないよう求められています。本町においては、昨年4月から返礼割合を見直し、通知に沿った取り組みを行っていますが、2月22日現在の実績では寄附件数5,371件、寄附金額は6,930万円、前年同期より28%減少しており、返礼割合の見直しなどの影響が考えられます。本町にお寄せいただいた寄附金は、子育てや高齢者支援などの貴重な財源として活用させていただいており、一方、寄附をされた方には本町の農産物や特産品などをお礼として送付することにより、農産物・特産品の販売促進や観光施設の利用促進、町のPR効果など、本町の重要な施策です。また、毎年度、寄附者のニーズに応えるべく返礼品の見直しを行い、現在は農産物18品、特産品25品、日本ハム関連22品、観光・体験施設9品、合計74品を取り扱い、

本事業の充実に努めており、今後も総務省通知や本制度の趣旨に沿った中で、積極的に取り組んでまいります。なお、現在の実務体制は総務課職員に加え、短期臨時職員1名を雇用し、事務処理を行っています。現状では、専門的な部署の設置は考えていませんが、本制度の動向を注視しつつ、観光協会をはじめ農業者や商工事業者などと、より一層の連携を図り、広く本町を応援いただけるよう取り組んでまいります。

議 長  
西股議員  
(再質問)

6番 西股 裕司議員。

再質問させていただきます。今お答えいただきましたけれども、寄附金が子育てや高齢者支援など、そのような財源に活用しているということは我々も十分理解しております。その中におきまして、今後ですね、町長としてどのくらいの寄附金を募っていくのかという目標額を聞かせていただきたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

西股議員の再質問にお答えをいたします。目標額がどれだけなのかという話ではありますが、うちの規模、町の規模、あるいはうちの町づくり、あるいは産業、いろんな形態を考えるに、希望としては1億円ぐらいが一番いいのかなというふうに思っております。ただ、いろんな状況変化がございますし、いろんなものが出てきておりますし、まだまだ企業の方々の応援などもいただけるともっとふえるんだろうと思いますが、基幹産業が農業という部分が大半を占めておりますので、そのぐらいが今のところの目標ではないかなというふうに思っております。

議 長  
西股議員  
(再々質問)

6番 西股 裕司議員。

再々質問をさせていただきます。このふるさと応援基金の関係でございませぬけれども、現在返礼品の関係を中心にお答えいただいたかなというふうに思っておりますが、この基金を活用してですね、例えばまちづくり課は移住促進事業で東京・名古屋・大阪、そして知名度向上事業として札幌市で行っていると。また産業振興課では、都市との交流販売促進事業というのも行っております。そういう事業の中を考えた時に、口コミによって裾野を拡大できる可能性もあるんじゃないだろうか、そしてまた交流人口がふえれば移住や定住の促進につながるという可能性もあるんじゃないだろうか。そういうことを考えるとですね、ふるさと応援寄附金事業っていうのは、ただ単にそういうようなものではなくて、これを活用した中でですね、いろんな事業に広げていきたいというような思いが私にはあります。ちなみにですけども、データのお話しで申しわけないんですが、ことし29年度ですね、東京近郊の方、首都圏では寄附金総額で2,406件あります。東京都内では1,285件です。こういう方々がですね、そういうイベントの前に、例えば南幌町の交流事業というものをやったりして、特産品ですとかそういうのを一同に見せるような機会というものを持つとですね、やはりそういうまちづくり課で行っている事業にもですね、参加者がふえるのではないだろうかというような気もしております。ですから、拡充という言葉がですね、私は組織や施設を広げ

て充実させるという意味合いを持って今回はそういうタイトルをつけさせていただいておりますので、町長の中では今の段階ではですね、できないということでございますけれども、ことしは地域おこし協力隊という方もですね、募集していることもございますので、そういうことも一つ頭に入れながら、専門部署を設置するような考えを持ちながらですね。いろんな事業に取り組んでいただきたいなというふうに思いますが、そこらの考えについてお答えをお願いいたします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

西股議員の再々質問にお答えいたします。ふるさと応援基金、本当に全国からいろんな方々に応援をいただいて本当に感謝を申し上げたいと思いますが、箇所がそんなに多くはないですが、東京・名古屋・大阪、それぞれ移住・定住促進も含めて、いろんな事業の中でうちの職員を派遣させていただいて、そこでもPRをさせていただいたり、またその応援をしていただいた方が来ていただいて、交流もあると。そういうことが少しずつ出ておりますし、またコメントでいろんなお話もいただいております。そんな中で一番多いのはやっぱり農産物の関係、いい農産物をつくってください、おいしいものをいただいておりますので継続してつくってくださいというコメントが、かなり私は目にしているところであります。それらを含めて、いろんな媒体も使いながら、またできるだけ交流ができる可能性があるものについては、そういう方々もまた何かの形で、周知ができればなというふうに思っておりますし、今後いろんなことが出てくるんだろうと思っております。ですので、返礼品の中にできれば町の広報あたりも出せたらなというふうに私の中ではありますが、これもいろいろクリアしなければならぬものもたくさんありますので、できるだけせっかく全国からいろんな方が応援していただいておりますので、少しでも町のPRができるような何らかの形をまた検討してまいりたいなというふうに思っておりますので、これで終わりではありませぬので、より一層充実を毎年重ねながら、少しでも応援をいただける人がふえるように努力をしてまいりたいなというふうに思っております。

議 長  
菅原議員

以上で西股 裕司議員の一般質問を終わります。

次に8番 菅原 文子議員。

平成30年度町政執行方針についてお伺いいたします。町民ニーズに応じた協働のまちづくりの推進についてお伺いいたします。町政執行方針の中で、『まちづくりの基本理念を「誰もが笑顔で活躍できるまちづくり」とし、町民や団体・企業など、まちに関わる多様な主体が参加・活躍し、本町から発信する取り組みを創り出すことで、地域の特性や資源を十分に生かせるまちづくりを目指し、今後も協働のまちづくりを推進する』としています。また、本町の財政状況については、「大幅な歳入増加が期待できない一方で、歳出では社会保障関係費や公共施設の改修など投資的経費の増加が見込まれることから、依然として厳しい状況が続くものと考えられます」とあり、より一層無駄のない自治体経営が求められ、今後ますます行政・議会、そして町民と協働のまちづくりをしていくことが重要な鍵となってきます。協働の

まちづくりを推進するためには、町民自身が本町の財政状況を知る必要があります。町民のニーズも多様化してきており、町民が何を求めているのかを精査し把握すべきと考えます。そこで、平成29年第1回定例会において、「町民のニーズを把握するため説明会や意見交換が必要と考える」との質問に対し、「都度、必要に応じて検討していきます」と答弁されたがどのように対応したのか。また、本年度どのようにしていく考えなのか伺います。

議 長  
町 長

町長。

町民ニーズに応じた協働のまちづくりの推進についての御質問にお答えをいたします。私は、町民との協働のまちづくりを推進するには、行政が町民に理解され、協力をいただくことが重要であり、このためには情報の共有とコミュニケーションから生まれる信頼関係が大切であると考えています。そこで、町広報やホームページ、フェイスブックなどの活用と行政懇談会や地域担当職員制度、職員出前講座、アンケート調査のほか、各種団体等の会合への出席など、さまざまな手法や機会を通じて、行政情報を分かりやすく提供するとともに、御意見や御提案をいただきながら、町民のニーズの把握にも努めています。このうち行政懇談会は、平成29年度は開催していませんが、具体的なテーマのもとで多くの町民と広く意見交換が必要な場合に開催したいと考えています。今後におきましても、町民との身近なことに関する意見交換は、協働のまちづくりを推進する上で重要であると認識していますので、積極的な広聴活動に努め、地域や各種団体の会合等にも可能な限り出席して、町民との意見交換を行ってまいりたいと考えています。

議 長  
菅原議員  
(再質問)

8番 菅原 文子議員。

ただいま御答弁いただきましたので再質問させていただきます。今の御答弁の中で町広報やホームページ、フェイスブックなどという話も出ておりましたけれども、私たち議会では、毎年議会報告懇談会を開催しております。その中で、昨年11月に議会懇談会をした際に、町民の方からホームページとか、町広報などにも載っているけれども、なかなか読む人も限られてくると思いますので、もしできればほかの方法も考えていただきたいということを伝えていただけませんかというお話をいただきました。それで、このことに関しましても1点お伺いいたします。

先ほど言いましたように私たちは議会報告懇談会では、毎年開催している内容ですけれども、まず私たちは議会のことについて御報告させていただいて、そのあとに町民の皆様から御意見・御要望・質問などを承っております。そのほとんどが、90%以上が町に対しての御質問や御意見・御要望でございます。それで私はこの中で、クレームだとかそういうことでは全くなく、たくさんのいいアイデアをたくさんいただいておりますので、私たちが御質問に対することとか、各担当の方々に直接委員長・副委員長が外向きまして、お伝えしているところでございます。それを次回の議会報告懇談会の中で、報告をさせていただきます。そのように町民の方々もたくさんの御意見や御

要望があると私は思っています。それで、町長の御答弁の中には意見交換が必要な場合など、ということも御答弁いただいておりますし、地域や各種団体の会合などにもというお答えはいただいておりますけれども、こちらから出向いて、受け身ではなく積極的にこちらのほうからお声をかけて、そして皆様からの御意見・御要望をお聞きすることが、私は今後においても大事なことなのではないかなと思っております。私は今回、町政執行方針について質問をさせていただいておりますので、これは平成30年度について私は伺っております。できれば毎年行っていただきたいところではありますけれども、と言いますのは、昨年も行っておりません。その前の年は行っておりますけれども、住民参加の方たちがとても少なかったと私は記憶しております。それで、隔年でもいいので、皆様からの御要望・御意見・御質問を承る、そういう会を開いていただけないかということ再度お聞きしておきます。

それと私はこの執行方針の中で先ほど財政状況についてもお話をいたしましたけれども、やはりこれからは財政状況もますます厳しくなっていくと私は思います。あと交付金などもだんだん減ってきます。皆様にお伝えするのは、これからは情報共有として皆様と一緒に考え、そして一緒にまちづくりをしていきませんかということで不安をあおるような、そういうことを私は申し上げているのではなく、皆さんと共有しながら一緒にできることはできる、それからできないものは申しわけありませんがこれこれこういうことで、ちょっと差し控えさせていただきますと、そういうことをしながら協働づくりをしていくのが、私は本来の筋ではないのかなと思っております。やはり住民との対話と聞き取りが大変重要ですから、それを受け身ではなく、先ほども申しましたようにこちらから積極的に会を開いて、していったらどうかと思っております。先ほどの答弁の中にも、各種団体やそれからいろんな、例えば区長会、そういうところの区長さんにお話をしているということで昨年も承っておりますけれども、そういうことではなく、広く皆様からの御意見を承ってはどうかと思いますので、再度お聞きいたします。以上です。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

菅原議員の再質問にお答えをいたします。協働のまちづくりということで、私は門戸を開いて、いろんなところに出させていただいて、いろんな話もさせていただいております。ふるさとふれあいミーティングは何も制約もございません。議員も十分御承知のとおりだと思います。そういう媒体って言うより積極的な姿勢を持ちながら、今まで拒んだことは一つもございません。そういう部分をいきながらやったりやっつけていかなければならないという事はもう常に思っています、町民の声を。ただ、何にもないのに、ただぽつんと私が一人行くっていうことにはならないと思います。だから要請があれば、私は拒んでいるわけでも何でもないです。いつでも行きます。それはどの会合に行っても、皆さんに伝えてくださいということで、小人数はふるさとふれあいミーティングがありますので、そういうことができますよとい

うことで、いつも言っているつもりであります。ただ、その伝わりが非常に悪いのかなというふうには思っておりますが、ただ、私どもは広報や何かを使わせていただいて全戸配布もさせていただいております。それを見ていただければある程度のものはわかるのではないかなというふうには思っておりますが、まだいろんな方法を考えてくれというようなことでもありますから、何ができるのか。全員がうまく伝わるのが何がいいのかっていうのが、私は全戸配布しているという広報が一番いいんだろうと。それをやめて新たなものがあるのであれば、それは考えていきたいなと思っておりますが、こうやってみんなに情報提供をしているということでもあります。ただ、フェイスブックだとかホームページっていうのは、これは持ってない方や使えない方もいますので、それはあまり重要視はできませんけども、でも今の若い世代はそちらでありますので、それはそれとして大事ではないかなというふうに思っているところでございますので、この間も会合に行き、皆さんの、うちの町の情報はわかってる方が非常に多かったです。報道機関から財政状況、基金も取り崩して大変ですねと。うちの町も、大変であるけれども、まちづくりのためには有効に活用させていただいて、皆さんの協力も仰いで、そしてまちづくりを進めていくんですっていう、そういうお話もさせていただいているところであります。ですので、私はそういう話をしながらまた町民の皆さんからお話をいただいたことに答えることで、理解は深まっていくのかなというふうに思っております。ただ全部が満たしているわけではないというのは、十分それはわかっております。私の体の都合のつく限りは、どこでも出向いていきますので、そういう声があったらぜひ伝えていただきたいと思っております。そうしないと私のほうもわかりませんので、伝えていただいたところには常に声はかけておりますので、そのことをまたお願いをしたいなというふうに思っておりますが、どちらにしても協働のまちづくりということでもありますので、町の情報はできるだけ伝えていくようにしていきたいと思っておりますので、いろんなところを。そうでなければ、職員がまた出前講座、地域担当制も持っておりますので、それらを使いながら、町民との交流ができるように努力をしてみたいというふうに思っております。

議 長  
菅原議員  
(再々質問)

8番 菅原 文子議員。

ただいま御答弁いただきましたので再々質問をさせていただきます。先ほど1回目の時の答弁、それから今の御答弁をお聞きしていますと、やはりどうしても私は受け身のように聞こえてまいります。町長、私が御説明したのは町長1人で出向くのではなく、財政状況などについても行かれるということは、職員の方たちと一緒にという意味で私はお話をさせていただいております。と言いますのは、ここに、昨年の町長の執行方針とそれから予算概要があります。この中に大変詳しく書いてはありますけれども、やはりこういう紙面で読むとなかなか理解することも難しい場面があるのではないかなと思っております。それでこのことを踏まえまして、この金額的にも幾ら幾ら、これはこういうことで使いますよとか、それからこの執行方針が詳し

く載ってますけれども、私はこういうことで平成何年度、例えばことしでしたら平成30年度、これでやっていきたいということを自分の口頭でお伝えすることが私はより一層情報提供になるのではないかなと思います。昨年も町長からお答えいただきましたように、職員の方も大変お忙しいことは私も存じております。しかしながらやはりこの皆様に情報提供するということも、職員の方々の努力と、それから町長の大きな広い心で、町民の皆様に御説明するということが私は責務なのではないかなと思います。私たちも議会としましても、毎年1回から2回、議会報告懇談会を開きまして皆様から御意見をいただいておりますけれども、それはそれとして、やはり私たち議員としましてはわかることとわからないことはもちろんあります。その中でお答えは後ほどでもよろしいでしょうかということで、お答えさせていただいたり、それから御要望や御意見を承ったことは後ほど担当課の方たちのところに行きまして、直接お話をさせていただいております。ですけれども、やはり私たちがお聞きしてるのはもう十何年間続けておりますけれども、毎年毎年皆様からすばらしいアイデア、それから御要望や御意見などを承っておりますので、やはりこれは職員の方々にも聞いてもらいたいなということがものすごくたくさんあります。何人も職員の方々も来てくださっていますので、多分係の方に御説明していただいているものだと思いますけれども、やはり自分の耳で聞いて、そして自分の係のことを自分で御説明する。それから御質問に対してお答えするということが私たち議員ももちろんしますけれども、やはりしっかりしたものをお伝えすることが私は重要なのではないかなと思います。この町政執行方針に関しましても、たくさんのごところに協働という言葉が入ってきております。やはりそれほど協働という言葉は、町長にとっても大事な言葉なのではないかなと思います。町長のその協働という意味をどのように捉えていらっしゃるのか。今いろんな文献などを読みますとやはり3つぐらい書かれてありますけれども、例えばパートナーシップだとか、違うこととかも書いてますけど、どのような意味を町長はお考えなのか、それをお伺いしたいのと、今現在町民ニーズをどのように捉えていらっしゃるのか、町長御自身のお考えをお伺いしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

菅原議員の再々質問にお答えをいたします。私個人で行く場合もありますけれども、かなりの回数は職員と行ってますので、1人で全部受け答えをしてるということではございませんし、各種、地域担当制もとっておりますので、地域の声は担当職員が全部聞いていろいろやっているところでありますので、聞いてないということではなくて聞いておりますので、ある程度できる範囲はやっているつもりであります。いろいろ捉え方がたくさんあるのかなと思いますが、ですから私はいろんなところの、先ほど今、協働をどう捉えてるかっていう、みんなでつくるのが私はまちづくりだと思っておりますから。ですので、いろんなところへ顔を出させていただいて、声を収集してまちづくり反映していく、それが執行方針なり予算なりに反映をしていくとこ

ろであります。その大きなものでこれをやったからどうなのかっていうんじゃないで、やはりそういう声を聞いた中でうちの町で今ベスト、一番できることをその予算の編成、あるいは執行方針の中に述べさせていただいています。それが全部ではありませんけれども、そういう思いでやっておりますので、これからも受け身ではなくて、僕は積極的に出ているつもりでありますので、そのことを御理解いただければなど。そういう声があったらぜひ届けていただいたら、私はいつでも出向いていきますので、そのことをお伝えさせていただきたい。南幌町のまちづくりは、みんなで一緒にやらなければ、将来大変なことになるというふうに思っていますので、その意味で使わせていただいています。

議 長  
菅原議員  
(再々々質問)

答弁漏れですか。

座ったままでよろしいですか。私は町長に対して受け身ではなくということで御質問させていただいたんですけれども、こちら側から声をかけたのに対して積極的に行くという意味ではなく、私の言う積極的というのは、町側から、行政側からお声をかけてこういう会をしますの由来で来ていただけませんかということの積極的という意味ですので、それをされるお考えがあるのかどうか、それが私は抜けていると思っております。

それともう一つ、広報に載っている部分を口頭で御説明をしていただきたいということをお聞きしたんですけれども、それをされるお考えがあるのかどうか、これのお答えをいただけないと思いますので、この2点お伺いしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々々答弁)

町長。

先ほども申し上げたように、私のほうに来てないのでどうしようも対処できないんです。説明してくださいという声は届いていません。届いてないのに行くっていう、どこへ行っていいかはわからない。そういう声が届いていれば対処しますけれども、今のところ何もありません。ですから、そう言ってるんであって、私は積極的にどこでも行きますよという、そうしたらどこに私が連絡してどうやって行くのか。そういう積極性っていうのは当然あると思いますので、そういう声もない、菅原議員が窓口になってここへ来てくださいと言えば私はどこへでも行きますので。そのことは、拒んでいるわけじゃないので。町の情勢を報告してっていうのも声も届いてない、どこへ届けていいかわからないので、そのことは十分理解をして、あればいつでも行きますということでもあります。

議 長  
菅原議員  
(再々々々質問)

答弁漏れはないと思うんですけど。

わたしがお聞きしているのとちょっと誤解をされてるように思うんですよね。私は受け身というのは、例えば私が住民の方々から町長にお聞きしたいということなので、町長お話しをしていただけませんかということではなく、例えばこの行政懇談会のようなことを開いていただけませんかということをお聞きしているんです。それでちょっと誤解があるような気がするんですよね。

議 長

町長。

町 長  
(再々々々答弁)

行政懇談会もやろうとはしてるんですが、行政区長会議、町内会長会議で常に毎年お話をさせていただいていますが、今のところ必要ないという答えをいただいておりますので。だからできないんですよ、僕は拒んでいるわけではない。だから各種団体にも行ってそういう会が必要であれば私出ていきます、職員と出て行きますよと言って、お願いをしてるんですが、その後一向にお願いしますという答えが一つもないものですから、どこに行ってもいいかわからない。そういう現状があるということは認識していただきたいと思います。

議 長

以上で菅原 文子議員の一般質問を終わります。

内田議員

次に5番 内田 恵子議員。

コミュニティ・スクールの導入に向けてということで教育長に伺います。学校と保護者や地域の住民がともに知恵を出し合い、一緒に協力しながら子供たちの豊かな成長を支えていく、コミュニティ・スクールの研修や講演会が平成28年度に2回ありましたが、平成30年度の導入に向けた状況に関して、3点伺います。

1点目、学校運営協議会の組織の在り方や校長による運営の基本方針の承認などについて、建設的な意見は出されたか。また、地域の住民やサポーターから理解と協力をいただくための方策を考えているか。

2点目、コミュニティ・スクールの導入するにあたって、幼稚園や高校と連携の考えは。

3点目、コミュニティ・スクール導入によって、子供たちにどのような成長を望むか。

議 長  
教 育 長

教育長。

コミュニティ・スクールの導入に向けての御質問にお答えします。コミュニティ・スクールの導入については、平成28年7月に保護者や学校評議員、小・中学校の学校長などを構成員としたコミュニティ・スクール推進委員会を設置し、平成30年4月の円滑な導入に向けた協議、研修会の開催、先進校の視察などを行ってきたところです。

1点目の御質問については、推進委員会においては、学校運営協議会の取り組みを進めやすくするための部会設置や、具体的な議論を進めるための方向性を示す、スローガン・目標・ビジョンの体系などについて協議をいただいたところです。また、コミュニティ・スクールの実施については、町広報や学校だよりなどを通じて、家庭や地域に情報発信を行なうとともに、保護者や地域住民の皆さまのほか、これまで学校運営に御協力をいただいている皆さまに学校運営協議会委員として御協力をいただく中で、学校と地域が一体となった学校運営に理解と協力を求めてまいります。

2点目の御質問については、子供たちの生きる力は地域や社会の多様な人々と関わる中で育まれるものであることは、どの段階においても変わるものではありません。地域や社会を支える子供たちを育成していくためにも、学校ごとの特性を生かしつつ、幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、地域や社会との協働体制を構築していく必要性は認識しておりますが、本町にとって初めての制度導入であり、まずは小・

中学校でしっかりと体制を築くことが先決と考えるので、幼稚園や高校との連携は現段階では考えていません。

3点目の御質問については、推進委員会において決定をいただいた、「子ども達が生まれ育ったふるさと南幌に愛着と誇りを持ち、将来に向かって夢や希望を描くことができるように」という、南幌町コミュニティ・スクールのスローガンに沿って、子供たちの成長を家庭・地域・学校・行政が総がかりで育ててまいりたいと考えています。

議 長  
内田議員  
(再質問)

5番 内田 恵子議員。

再質問する前にちょっとお時間をいただいて、この質問に至った経緯、少しお話をさせていただきたいと思います。実は前議員もよくお話されてました南幌の郷土芸能の俵つみ音頭なんですけれども、本当に子供たちがいなくなって継承をどうするかっていうことを常々話されておりました。たまたま去年、私たちは秋田県へ視察させていただきました。アクティブラーニング、また義務教育学校ということで、とても今回のコミュニティ・スクールには本当に参考になるいいお話をいただきました。また私個人としても、どうしたら皆さんに子供たちを見ていただけるか、核家族の中で、本当に学芸会でも見に来ていただいて結構なんですけれども、なかなか自分の家族でないと思うのはいけないんじゃないかなと思って、文化協会の場で、何とか子供たちの発表、中学校の吹奏楽はあるんですけれども、あとは数は少なかったんですけど、子供たちのダンスもありました。やはり喜びます、とても。それでその俵つみ音頭をなんとか継承したいということで子供たちを集めてお願いをして、10人以上だったんですけど、集まりました。本当にもう喜んで涙を流す方もいました。やっぱり子供がその地域を背負うって言うんでしょうかね。表現ちょっとわからないんですけど、そのことがとても喜びになるのかなと思うんですけど、子供たちの成長はあつという間です。1年経って、もう習い事、スポーツ、そういうふうにしていくんでも、次の段階、同時に次の段階を考えなくてはいけないんだなということで、どうしたらいいのかなって自分自身も見てみなきゃいけないと思って、青森県の鶴田町へ行きました。そこで、鶴の舞橋というとても景観のいい所で鶴の舞橋カラオケ全国大会っていうのがありまして、北は稚内から南は関西まで、2日間にわたっての催し物でした。そこで子供たちは、って見たら、幼稚園の子供がダンスを披露してくれて、そして小学生・中学生が郷土芸能の獅子舞を披露して、とても得意そうな顔をしておりました。やっぱりこういうふうになら全国から見に来て、歌いに来てくれる。そういうのを子供たちも見ることが喜びなんだなっていうことを感じました。そしてもう1点目は東北のある村なんですけれども、270年の歴史があるという歌舞伎なんですけど、これを中学3年生が演じるという、ふるさと教育として10年前からしているということでした。昨年見に行って楽屋とか見せてもらったんですけど、父兄は全く携わってなくて、その実行委員会が全部メイクから着つけからされていたと。それで、最初は子供たちはなんでっていうのがあったようなんですけど、新たな伝統を築くっていうそういう思いが、芽生えたそうです。

そしてまた、修学旅行には本物の歌舞伎を見せるということで、この地元の郷土芸能を伝承するっていうことにしたようです。それで近くでは角田獅子が栗山ではキャリア教育ですね、これが学校におりたんですね。ですから今コミュニティ・スクールも南幌で始まる場所ですから、とやかくは言いませんけれども、今後、今始まったら9年間、9年先にはそういった思いも少しは刻んでもらえるような教育を目指していただきたいなと思います。それで、あとは私ごとなんで手前みそと思われましたら、削除してください、頭とここから。私個人として、ではどういうふうに関わっていくのかなと、今後年をとったら。それで昨年、宮崎県の椎葉村に、菜豆腐っていう野菜を入れた、これも平家の時代から伝わってるそうです。けど南幌は南幌の大豆と野菜を使って、おもてなし料理として使えないものかと思い、行ってきました。もう、最初は下手で失敗したんですけど、きのうも90丁つくり、全部予約で埋まりました、かわいいということで。そしてその宮崎県に行った時に知ったことは、とても、2,700人の村ですから、そして九州山脈をぬって山を登っていくようなところで、水が常にあり、そういうところにつくって、私帰りに帰れるかなって心配になったんですけど、その教えてくれた方に聞きました。覚悟ですねって言ったらそうだよって言いました。やっぱり覚悟を決める。そして私自身も、長幌の局長さんにぜひぜひおいしい水をつくってくださいねってお願いをしました。そして、改めて南幌のよさを知りました。バスは3社あり、もうそんなに不便なところではないんだなっていうことで、喜びでいっぱい帰ってきたんですけども、それで再質問をさせていただきます。

まず1点目なんですけれども、小学校・中学校の先生方で、コミュニティ・スクールの経験のある先生方はいらっしゃるのか。

また今までの会議の中で、メリットよりもデメリットっていうか、心配な面、そういうものは先生方、または保護者のどちらでも結構ですけれど、出されたのか。

3点目として、保護者や地区住民が一定の権限をもって運営に参画されるとのことですけれども、もし意見が大きく食い違うようなことがあった時、バランスをとる役目とはどこでしょうか。

4点目ですが、今のきた住まいるヴィレッジということで美園地区が変わろうとしてきておりますけれども、まさにモデル地区のような感じで、学校開放っていうんですが、スクールコミュニティみたいな、そんな感じで地区のコミュニティ構築のために、今後学校っていうのは協力していただけるように考えていただけるか。

そして信頼関係、協働体制づくりのために、まだまだやっぱり講演会っていうか、そういったものが必要ではなかろうかと思います。予算を見てたら、とっていないようなんですけども、今後もそういったことを考えていかれるといいと思いますけども、それについてお考えを伺います。

そして最後に、前にみどり野小学校が統合されて、南幌小学校となった時に、教育長に伺いました。そしたら魂を入れるとお答えになり

ました。そのあとまた次の教育長も、その深い思いを引き継ぎ、また今教育長の最初の挨拶の時にそういう思いもお話しされておりましたけども、今このコミュニティ・スクール導入に当たっての強い思いを聞いて終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長  
教育長  
(再答弁)

教育長。

内田議員の再質問にお答えいたします。まず先生方、コミュニティ・スクールの経験があるかということでございますけれども、このコミュニティ・スクール制度、これが今ですね、国の法律がまだ改正されたばかりで、目標は今全国で3,000校ということで動いているところでございまして、本町のこたしの人事異動につきましても、具体的に取り組んできたという先生は把握してございません。

それから、2点目のメリット、デメリットの関係でございますけれども、まずメリットと申しますか、これからですね、制度導入によって子供たちの成長に期待できることとしてはですね、一つには地域や保護者の方が参画していただくことによりまして、子供たちの学びや体験活動が充実できるのではないかなというふうに考えております。また、地域の方々の協力をいただき、いろんな行事をこなすことによりまして、子供たちが生きること自信を持つ、そして自己肯定感も生まれるというふうに考えてございます。デメリットというのは特にないというふうに私は思っております。

それから、意見の食い違いとのバランスがどこにあるかということでございますけれども、当然、学校とそれから地域・保護者の方が一緒になって、どうやってこの町にある学校を、自分たちもおらが学校としてつくっていくかということは、当然いろんな議論が出ろうかと思っております。ただ、その議論の中には当然子供たちを思っの議論ですから、当然学校長としても、学校のこれからの経営方針を含めてリーダーシップを発揮していただけるんじゃないかなというふうに考えてございます。

それから、モデル地域などで学校の協力は考えられるかということでございますけれども、現在、このコミュニティ・スクールにつきましては、本町は小学校・中学校いずれも1校でございますので、一つの校区であります。ですから、小・中学校を一つとしたコミュニティ・スクールという形で、小・中学校を連携した形で進めれるようにしていきたいというふうに考えてございます。

最後に、コミュニティ・スクール導入への強い意志ということでございますけれども、前教育長が申し上げていただいたとおりですね、私も引き続いていく所存でございます。なお、子供たちはやはり小学校・中学校を卒業して、自分たちの進路に沿って高校へ向かう段階では南幌という郷土に誇りを持って、自信を持って生きていける、そういう子供たちに育てられるよう、保護者・地域・学校、総がかりで取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

議長  
内田議員  
(再々質問)

5番 内田 恵子議員。

すいません。美園地区の学校を中心としたという、コミュニティ構築のための、学校としての協力というんですか、まだ行政区でもない

ので、何かある時には学校として協力いただける方向に持っていかれるかどうかという質問は。

議長  
教育長  
(再々答弁)

教育長。

失礼いたしました。学校としては、この地域の活動を求めるというのはまず無理かと思えます。ただ、先ほど申し上げましたように、当然、このコミュニティ・スクールの中には保護者も入ってまいりますし、また地域の人の取り組みもあります。ですから、学校行事、例えば運動会なり、いろんな行事の中には当然地域の方の協力をいただく場面があり、その中には当然美園地区も入ってくると思えますので、その中で御協力いただければというふうに思います。

議長

以上で内田 恵子議員の一般質問を終わります。

熊木議員

次に10番 熊木 恵子議員。

町長に2問の質問をさせていただきます。まず、質問に先立ち、第6期南幌町総合計画の策定に全力を注いだ故森 和幸さんに心から御冥福を申し上げたいと思います。

1問目です。子育て支援の拡充について。第6期南幌町総合計画では、地域に根差した教育と文化の高いまちづくりの項目で、本町の子育て支援策が示されています。全国的に少子化が進む中、本町にとっても深刻な問題と考えます。支援策として、地域全体で温かく子育て世帯を応援する本町独自の施策を掲げられていることは評価するものです。しかし、昨今の他自治体の取り組みを鑑みると、本町として新たな支援をすべきではないかと考えます。子育て世代住宅建築費助成事業や、みどり野きた住まいるヴィレッジ事業により町内外から本町の子育て支援について、大きな注目が集まっていると思います。厳しい予算編成であることは十分理解できますが、町の将来を担う子供たちと子育て世帯を応援することが町の大きな発展につながるものと考え、3点伺います。

1. 中学卒業までの医療費全額助成の考えは。
2. インフルエンザ等各種予防接種費用の全額助成の考えは。
3. 出産祝い金制度の創設の考えは。

議長  
町長

町長。

子育て支援の拡充についての御質問にお答えします。1点目の御質問については、現在、小学生以下の入院・通院にかかる医療費については、北海道医療給付事業の所得制限を撤廃し無料化を行い、中学生から高校生までの医療費についても、所得制限を撤廃し本来の3割負担を町の2割助成により本人負担を1割とし、第6期総合計画期間の子育て支援策として実施しているため、現段階において中学卒業までの医療費全額助成を行う考えはありません。

2点目の御質問については、予防接種法に基づく定期予防接種は町内医療機関や近隣市町の小児科において無料で接種を行っています。さらに、任意予防接種は、おたふくかぜについて全額助成を行っています。本町においては、国で定期予防接種への移行が検討されたものについては、全額助成を実施してきた経緯があることから、今後においても国の動向を注視しながら助成の検討をまいります。

のところ、季節性インフルエンザへの全額助成の考えはありません。

3点目の御質問については、来年度より子育て世代包括支援センターを設置する中で、5つの新規事業を実施し、母子保健サービスの拡充と経済的負担の軽減を図ることとしています。ライフスタイルが多様化する中、乳幼児期の教育・保育環境の充実を図る必要性があるため、子育て支援策については、優先順位を考慮した施策の展開が求められており、単なる経済的なものだけではなく、母子の健康や子供の成長、発達に寄与できるものに対し助成をしていくべきものと考えことから、出産祝い金制度の創設は行いません。引き続き、子供たちの健康・保育・教育などを含めた一体的な子育て支援に取り組み、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を行ってまいります。

10番 熊木 恵子議員。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

再質問させていただきます。ただいま答弁いただきました。その中で、非常に残念と言うか、中学卒業までの医療費全額助成を行う考えはありません、インフルエンザも全額助成する考えはありません。このように切ってきているんですけども、私は最初に質問で申し上げたとおり、南幌町の子育て支援策が決して何もやってないということはありません。やっていることを十分承知の上で質問なんですけれども、例えばその1番目の中学卒業までの医療費の全額助成、確かに高校卒業までというところでは1割町も負担をして、本人負担は1割ってことにはなっているんですけども、全国的に見て医療費の助成はすごく大きく進展しています。全国の自治体1,789でしたか、その中で1,005の自治体が中学校卒業までに拡充しています。また、高校卒業まで拡充している自治体は、全国で378自治体となっています。北海道でもそういう自治体がふえてきています。近隣の市町村でも拡充しているんですけども、例えば近隣で長沼町も中学卒業まで全額助成になりました。また由仁町も15歳まで全額助成、それから栗山町は高校生まで入院通院費も全額助成というふうになっています。いつまでも私は小学校卒業までで、助成しているんだっていうことでは、もういかないのではないかなと思います。それでやれないっていう答弁だったんですけども、いろいろ後ほどほかの議員も質問するんですけども、私やっぱり子育て支援策の拡充っていうのは、今回みどり野きた住まいるヴィレッジ、この事業を大きく進めるにあたって、やはり町内外からこの事業のこともすごく関心を持って見ている人がすごく多いように思います。そういう中で、先日もきた住まいるバスツアーin南幌、これが3月11日に行われて先日、お聞きしたら40名の定員に達したっていうことでした。このキャンペーンをするのに、FM北海道とかラジオをつけると、やっぱりこういう形で宣伝されて、南幌町にぜひ行こうってことで呼びかけて、すごく宣伝効果が大きいかなと思っています。こういう形でいろいろ見ていくと、やっぱりこの事業を成功させるためにも支援策っていうのははっきりわかる形で、されるべきだと思うんです。それで、町長は先ほどの答弁の中で、優先順位を考慮した施策の展開が求められると、そして単なる経済的なものだけではなくっていうことでおっしゃって、

答弁されているんですけども、その中学卒業までのっていうことも、第1番ですし、それから2番のインフルエンザ等の各種予防接種費用の全額助成、これは今一部助成されているっていうことですが、インフルエンザについては、ことは本当に去年の暮れから大流行になって、全国的にもすごくなったと思うんです。それで、小さい子供さんを抱えている御家庭では、子供が2人とか3人とかになるとインフルエンザの予防接種は大人と違って2回接種しなければならないということで、それに対する経済的な負担というのはすごく大きいと思います。ですからやっぱりそういうことに町が施策の中で拡充するっていうことが、やっぱり検討されるべきではないかなと思うので、そのところは再度伺いたいと思います。

それから出産祝金制度の創設、これについても今までも同僚議員が一般質問の中で、これだけで項目を上げてはおりませんけれども、まちづくりについてとか、それから少子化対策でってことで質問をしてきていると思います。そういう中でやっぱり町長のほうからは同様の答弁だったんですけども、これについても少子化について町がどのような本気度でやっていくのかっていうことの、一つの目安になるんじゃないかと思うんです。金額の大小はいろいろあります。3人以上だと100万円っていうのを支給しているところもあれば、町内で使える商品券を提供する、それからおむつを提供っていうか、枚数とかを決めて提供するとか、いろいろその町で考えられた形で拡充しています。経済的なところで、予算のことも厳しい中でって言われれば本当にそれで終わりになってしまうんですけども、やっぱり今本気で、町に人を呼び込もうっていう時に、やっぱりそういう目玉のそういう施策っていうものは、拡充していく必要があると思うので、そこは再度御答弁願いたいと思います。

それから先ほど、ラジオのキャンペーンも言いましたけれども、雑誌とかでも南幌町が去年からこのみどり野きた住まいるヴィレッジってことでは、いろいろ載せられています。そういうのを私たち議員は、議会のいろいろ委員会とかの中で説明をされるんですけども、やっぱり町民に対しても、そういうことをもっとこう知らせていくべきだと思います。あいくるに行った時に、南幌町が紹介されてるっていう冊子に付箋がついて置いていたので、やっぱりそれもすごくあいくるにいる職員の配慮っていうのを感じました。だからやっぱりそういうことも絡めながら、町全体で対策を練っていくってことがすごく大事だと思います。ラジオの時にちょうどその次の日に、今上士幌町が高校卒業まで無料ですって、ぜひとも子育ては上士幌に来てしませんかっていうような、キャンペーンが流れていたんですよ。そういうメディアを使うとすごくお金もかかるのかなと思うんですけども、やっぱりその本気度が伝わってくるっていうことでは、すごく注目されていると思うので、そのところを1点・2点・3点含めて再度御答弁お願いいたします。

議 長  
町 長

町長。

熊木議員の再質問にお答えをさせていただきます。まちづくりは、

(再答弁)

どこの町もそれぞれ苦労されながらやっているところでありまして、その町その町で考えた中で、私はやってると思っております。うちの町も、見ていただいたと思いますが、この冊子にかなり子育ての部分、よその町でやってない部分、たくさんさせていただいております。その中で、うちで今できるものはさせていただいたつもりであります。第6期の総合計画の中にもあります。それから、小学生以下の無料については今28年度からやっているところでありまして。それらの成果も見なければなりませんし、いろんな政策が私はあるんだろうというふうには思っておりますが、なかなか今やっている中で、うちは最大限できるものは取り入れているつもりです、私は。そんな中でありますので、今後の課題にはなるかもしれませんが、やはり税金を投入するわけでありまして。私はいつも言ってるように、そのありがたみがわかる子供たち、あるいは親世帯がわかってほしいなど。いろんな面で苦労をした中で子育て世代に支援をさせていただいている、そのありがたみのわかる方法もつくっていかなければ、私はならないんじゃないかなというふうには思っております。

またインフルエンザの関係について子供のインフルエンザについて、今厚生労働省でいろいろ検討されておりますので、それらの結果も見ながらどうあるべきかっていうことが、いろいろいろんな問題も抱えているようでありまして、そのことも感じておりますので、それらの動向を見ながら、今後については検討する余地はあるのかなと思っておりますが、今の段階では、そこまでうちはまだできないかなというふうには思っております。

また、出産祝い金いろいろ言われておりますけれども、私はそういうものではないと思っております。お金を出す、あるいは商品券を出すという部分が本当にいいのかどうか。いろんな事例が逆に出てきているのも事実であります。先ほど私言ったように、やっぱり町民皆さんからいただいているいろんな応援、ありがたみがわかっているかどうか。そのことについて私は政策の中で皆さんにわかって、わかち合っていたらいいということが大事ではないかなというふうには思っておりますので、今回、子育て世代の包括支援センター、これはもう取り組んでいくということは、そういう意味でみんなでやっぱり先ほどの議員からもありましたけども、協働のまちづくりというのはみんなでやっていかなければできないかなということでもありますので、そういう理解をしていただきながら、私はみんなでできるものを、ここに十分入っています。そのほかにまたいろんな面が出てきたら、それは検討しながらやっていかなければならないと思っておりますが、去年も来ていただいた方にこの冊子を配らせていただいて、うちの子育て支援策ですと、結構小さな町でも頑張っているというふうには評価もいただいておりますので、ただこれが十分というふうには私も思っておりません。ただ、今できる分はうちとしては最大限努力はしていると思っております。

いろんなテレビあるいはラジオ、新聞ということでお話もいただきましたけども、当然、可能な限り出させていただいて、今回もFMラ

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

ジオでありますけれども、そこでそうやって発信をしていただいたということでもありますので、できるだけなるべくかけないで、そういう媒体を上手に活用しながら、うちの町の紹介もしていきたいと、そんなふうに思っているところであります。

10番 熊木 恵子議員。

再々質問いたします。先ほどから私も質問の中で言っているように、南幌町で何も取り組んでないということではもちろんなくて、やっけるっていうことを十分評価しつつも質問しているつもりです。先ほど町長がありがたみを感じるってことをおっしゃいましたけれども、私は子育て世帯のみならず、高齢者も含めてやっぱりいろいろ助成金ですとか、そういう補助とかそういうものについては、やっぱり感謝しつつ、助かるなってことも思いながら、十分感じていると思うんですよ。そこのところを一步間違ふとちょっと違ったふうになってくるのではないかなとちょっと危惧します。

それでインフルエンザのことは厚労省でってこともありましたけれども、やはりいろいろこうおくれを取らないようにってことが大事ですし、それから中学卒業まで完全無料化っていうのは、やはり6期計画の中でも今できないということだったんですけれども、やっぱりその近隣の状況とかいろいろ見定めた時に、やっぱりどこかの時点で試算をして、中学卒業までだったらどれぐらいかかるのかってことも十分試算した上で、やっぱり拡充していくってことは必要だと思うんですよ。私議員になって1期目の時に、乳幼児医療費の無料化のところ質問したことがあって、その時は全く手がつかないっていうか、できる状態ではないっていう答弁が多かったかと思うんです。その時も段階の年齢を区切って一篇に中学校卒業までは無理だから、そしたら小学校3年生までとか、小学校6年生までっていう形で試算を出しながら検討してはどうかっていう提案もしました。そういうふうやってる時に、高校卒業までのってことで新しい施策が出て、やっぱりそれはすごく大きな進歩だったなと思うんですよ。その時はすごく喜んでよかったなと思うんですけども、やっぱり周りにどんどん先を越されるっていうか、確かに町長の言われるように子育て施策がお金がかかるっていうか、それだけではないって言われればそれまでなんですけれども、やっぱり本気で中学卒業までぐらいは、やるべきだっことを再度申し上げたいと思います。

それから、いろいろな自治体がいろいろな支援策をしているんですけども、私は本来ならばこういう苦しい自治体が競って子育て支援策をいろいろやっているんですけども、やはりもう国が制度として、中学・高校の医療費の無料化をするっていうふうにするべきだと思うんです。そのことを、私はそういうふう思うんですけども、町長はどのように思っているのか。いろいろ全国の議長会だとかそういう中でもいろいろこう医療費の問題とかは国に対して意見を申し述べています。そういう意味で各自自治体の町がやっぱりそういう形でどんどんこう意見を国に対して示してほしいなと思うので、そのところも1点、町長の考えを伺っておきたいと思います。中学卒業

までの無料化ってことはぜひとも試算をしてほしいと思うので、この2点お答え願いたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。いろいろ医療費の関係については、思いがあられると思うんですが、私は本気で高校まで1割負担ということでやらせていただいておりますので、今は先ほど言ったように、うちでできる精いっぱいやり方というふうに思っているところでもあります。

また、医療費の無料化へ、国へということでもあります。国は国で考えていただいていると思っております。どういうふうな医療がいいのかっていう、総合的に判断をされるだろうと思います。私もこの医療費の無料化でいろいろ私なりにいろんなことを考えました。当然、国も次代を担う子供たちのために何が一番必要なのかということは、当然考えておられると思っております。そんな意味で、私からどうしろこうしろということではなくて、子供さん全体をどういうふうに少子高齢化の中で国が考えていくのか、その中には医療費も入っていくのではないかなと、この少子高齢化って言ったらものすごい大きな課題であります。将来にわたってすごい今の人口問題研究所で示された、あれからいきますと相当重たい課題であります。その中に子育て、子供さんたちの環境、国がどういうふうに考えるか。我々自治体もやっていますけども、基本は国がある程度考えていかなければ、地方で何ぼ頑張っても、私は難しいんじゃないかなというふうに思っていますから、国に要請できるものは要請はしていきますけれども、医療費に限ってとかそういうことじゃなくて、子育て世代をどうするのか、子供さんたちをどう確保していくかっていうことでお話しは今までもさせていただいておりますし、当然国も少子高齢化って言ったら相当頭の痛い問題だと思ってますから、いろんな議論はされていると思っております。その中で、私なりに意見は述べさせていただこうというふうに思っております。

議 長  
熊木議員  
(再々々質問)

答弁漏れありますか。

試算をすることはできないのかということをお願いします。

議 長  
町 長  
(再々々答弁)

町長。

私は今する考えをしてません。今28年にようやく無料化をやっているところでもありますので、まだ年数が浅いです。それらも含めて、今後のことも当然しなきゃなりませんし、当然、今の総合計画の後期計画の前には見直しもさせていただきますので、そのころはどうあるかっていうことは、多分試算もしなければならぬと思いますので、今ここですぐやるとかっていう話ではないと思います。

議 長

場内時計で11時5分まで休憩したいと思います。その間に、菅原議員と内田議員は個々に議長室に来ていただきたいと思います。

(午前10時48分)

(午前11時 5分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

熊木議員

今後の墓地管理について町長に質問いたします。全国的には高齢化に伴い、使用している墓地の管理ができなくなるなど、墓じまいを考える方が増加しているとテレビなどで取り上げられています。町内には、現在3カ所の墓地と各寺院の敷地内に墓が設置されています。多くの方はこの地に生き、そして地域に貢献された先人が先祖代々供養されています。現在の墓地は条例に基づき管理・運営されていると思いますが、今後の墓地の在り方を含め、2点伺います。

1. 駐車スペースから墓地に入る通路の整地や、手すりの設置などバリアフリー化の考えは。

2. 今後に向けて個人で墓地を管理できなくなる恐れのある方や単身者・子供のいない世帯に対して、将来に向けた使用形態や管理方法についての相談を受ける体制づくりの考えは。また、このような方に対して、無縁供養塔を使用させる考えは。

議 長  
町 長

町長。

今後の墓地管理についての御質問にお答えをします。1点目の御質問については、南幌墓地は平成12年の墓地造成工事の際に、駐車場から園路にかけて舗装を行っています。しかし、園路から墓石への通路については舗装していないことから、現場の状況などを確認し、通路の舗装などバリアフリー化が可能か検討してまいります。

2点目の御質問については、墓地の管理などに関する相談を受ける新たな体制づくりは考えていませんが、現担当課である住民課において対応してまいります。また、無縁供養塔の使用については、本町の無縁供養塔は身寄りのない方や、身元不明の方の遺骨を収監するもので、本人または親族の希望により納骨する施設ではなく、本来の設置目的が異なることから、無縁供養塔を使用させる考えはありません。しかし、今の時代背景から合葬墓の設置などが取り上げられてきていることから、将来的に町民ニーズの状況によっては検討すべき課題と考えます。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

10番 熊木 恵子議員。

再質問いたします。ただいまの町長の答弁で大変前向きな、検討するというので答弁がなされたと思うので、よかったなと思っています。そこで、再質問なんですけれども、南幌町の墓地の管理条例というのがありまして、3カ所、南幌墓地と晩翠墓地・夕張太墓地、この3カ所があるんですけれども、お盆だとかお彼岸だとかそういう時に管理とかされていると思うんですが、草刈りだとかそういうような管理状況っていうか、その辺をどのようにされているのか、そこちょっと伺いたいと思います。

また、今質問の中でも述べましたけれども、南幌の場合、私以前、議会懇談会の中でもちょっと墓地に関して質問も出たかと思うんですよ。その方ともお話をしましたし、その方は町のほうの方ともお話をされたっていうことで伺っています。それで昨今、テレビとかで盛んに墓じまいだとかいろいろ取り上げられていて、やっぱり皆さんどうしようかというふうに考えている方が多いように思います。それで私、自分のところは先祖代々の墓っていうことでありまして、そ

こをお参りとかするんですけれども、南幌の場合は都市部と同じように住宅供給公社が販売して、南幌町に引っ越して来られて、新たに家庭を持ったっていう方が、もう25年30年というふうになってきている中で、都会で起きていることが南幌町のそういう住民の中にも、そのような不安を持っているという方がいると思うんですよね。去年、年明けたからおとしですけれども、6期計画の総合計画の説明の時に、私ちょっと議会に説明の時に質問してこのこともお話をしました。そしたらその時も、全く検討しないのではなくて、そういう声が出てきたら考えるっていうような御答弁をいただいたので、やっぱりそういうニーズが今たくさん出てないかもしれないけれども、出てくるであろうということを予測して、やっぱりそういう対策窓口っていうか、そういう部署をやって欲しいなと思って、今そこの中では答弁の中に考えるってことだったので、まだその具体的にどうっていうふうにはお答えできないかもしれないんですけれども、住民課の中でどういうふうに話されていくのか、もし今検討をこれからするという事なんですが、何か具体的などころがあればちょっとでも伺いたいと思います。

それから無縁供養塔なんですけど、私もお墓に行って、平成12年にあれが建てられたっていうことで見てきました。その時に墓を整備、平成11年に墓地の改修事業が行われて、その時に身元不明とか引き取り手のない御骨が16体、行旅病死人が1体ということで供養されているっていうことをお聞きしました。無縁供養塔そのものを全く知らないっていう町民もすごく多いと思うんですよね。先ほど町長の答弁の中でもこの無縁供養塔は、町民からそういう申し出があったら使えるのかっていうことでは、そういうのには対応していないっていうことだったんですが、今後いろんなこう問題が起きてくる時に、全国的にもそれから他町村とかでも共同墓地とかその合葬墓とかいろんな形でそういうものをつくってきている状況にあります。ですからいろいろこれから考えていく時に、そういう今ある墓地のほかにそういうふうにも共同でそういう墓地をつくることを考えていくのか、その辺を伺いたいと思います。

先ほど質問事項で上げたように、今現在の管理状況、それから墓地の料金がちょっと上がりましたよね。それでも前回原課で聞いた時には、まだまだ十分なスペースがあるっていうことで、申し込みに対応できるっていうことでした。今現在、どれぐらいの空き地があって、ここ一、二年の間ではどれぐらいの申し込み件数があるのか、それも一緒に伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。管理については、草刈りだとか枝払いは常にさせていただいております。

それから、将来的にどうするんだということではありますが、確かに今大きな市はそれぞれやっているようであります。ただ莫大な費用がかかります。うちにとってそれが本当に必要な、相当なものがあるのかどうか、その辺の把握もしていかなきゃなりませんので、これは将

来的に、そのことも頭に置きながらどうあるべきかということは考えていかなければなりません、今すぐそこにするとか、そういう問題ではないと。したがって、どのぐらいの大きさによっては今の墓地で足りるか足りないのか、そんなものもありますので、これは将来的にその時点で考えていかなければならない問題だと思っております。ですので、今のところ要望もまだないですし、近隣の合葬墓の関係については、ようやくそういう声が上がってきて、ある程度見合うだけの大きさにつくっているようではありますが、それにしても相当の金額が張るようでもあります。ですので、慎重に検討していかなければならないのではないかなと思っております。

まだまだうちの墓地については空きがあると、熊木議員が前回尋ねられた後、5個前後しか新たに発生してないようでもありますので、まだまだ大分あるようでもありますので、それを見ながら今後については検討していかなければなりませんけども、あくまでも運営等については全然趣旨が違いますので。今、熊木議員がおっしゃられた関係については、別な形でしなければならぬだろうなというふうには思っておりますが、先ほど申し上げたように、いろんな背景がございますので、どういう形かについては、今後そういう推移を見ながら、検討していかなければならない課題の一つになるのではないかなと、ここ当面はしばらくはないだろうと思っておりますが、その後のことではないかなというふうに思っております。

10番 熊木 恵子議員。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

今町長お答えいただいて、私もすぐ緊急にやれとかっていうことではないつもりで6期計画の中に、6期総合計画の10年の中にやっぱり組み込んではどうかっていう提案をしたつもりだったんですよ。それで、やっぱり10年というスパンの中ではいろいろ状況が大きく変わってくると思うんです。ですからやっぱりそれを前向きにっていうか、すごくデリケートな問題ですから、それを大きくお墓のことをって、今はならないかもしれないんですけども、やっぱり町民の声を聞きながらそういう困ってる人とか相談をしたいと思っている人の声を聞いていくっていうか、そういうのが必要かなと思うので、引き続きお願いしたいと思っております。それから近隣っていうか、先ほど町長のほうから市の場合は、っていうふうに出されましたけれども、岩見沢市とかも、現在つくる状況で今ずっとやっているそうなんです、その時に現在の墓地が、お盆とかに来られている割合とか、全く来ないで放置されている状況とか、そういうのも調査して、そういう中でいろいろ出しているって伺いました。そこまではいいのはなかなか難しい、実際には大抵行くのはお盆とお彼岸とっていう形になると思うんですけども、現在の3カ所の墓地はその辺のこと、どれぐらいの方が来てっていうのは掴めていないのかもしれないんですけども、全く身内の方とか、そういう方々が来られていないっていうような状況があるのかどうか、それちょっと難しいですけども、ちょっと1点伺っておきたいと思っております。

あとその整備に関しては、バリアフリー化の検討をするっていうこ

とだったので、自分も高齢になってくると、車椅子でメーンのところ  
は行けても、そこから枝のほうに入るところがやっぱり大変で、先日  
っていかお盆に行った時に、車椅子ごと男の人が2人とか3人で持  
ち上げて、そのお墓のところ連れて行っているのを見かけて、  
やっぱり大変だろうなって、そういうことがこれから高齢化で起きて  
くるだろうなと思うので、その辺のところの配慮をぜひ検討してほし  
いってことも含めて、質問させていただきます。

議 長  
住民課長  
(再々答弁)

住民課長。

ただいまの熊木議員の御質問でございます。まずお墓の利用状況と  
いうことでございますが、一応お盆、お彼岸のほうにお参りに皆さん  
来られると思います。ただ、我々も当然その終了後に残されたお供え  
物とかの確認とかに行きますが、ちょっと具体的にどれぐらいの利用  
とか、そこまではちょっと把握していないような状況でございますの  
で、ただ管理的には先ほど町長が申したように草刈りですとか、お盆・  
お彼岸のあとのお供え物の整理とか、そのような部分是对応させてい  
ただいております。以上でございます。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。今常時張りついてるう  
ちの職員がいるわけではありませんので、ただ私も目にしているんで  
すが、お盆だとかお彼岸だけでなく、やはり遠くに行かれた方につい  
ては、郷里に帰ってきた時にお参りをされてる方もいますので、かな  
りの方が来ていただいていると、1年間通すと来ていただいているん  
ではないかなというふうに通った時の感触として思っています。そこで1  
点目の墓地の舗装等々のバリアフリー化については、先ほど答弁したと  
おりであります。墓地はそれぞれ区画整理をされているので、私も  
ちょっと今冬で確認できておりませんが、それが可能かどうか調べ  
なければなりませんので、そんなスペースがあるかどうか、それもあ  
わせて検討しながら、できるのであればそういう方向で検討したいと  
思いますが、その辺の状況が今冬でちょっと確認できませんので、検  
討という言葉を使わせていただきましたけれども、状況判断全部しな  
ければなりませんので、その辺も含めて検討させていただきたいと思  
います。

議 長  
川幡議員

以上で熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

次に2番 川幡 宗宏議員。

今回、みどり野きた住まいるヴィレッジについて1問、質問いたし  
ます。みどり野きた住まいるヴィレッジを契機とした若い世代の誘致  
について。南幌町は、みどり野きた住まいるヴィレッジというモデル  
住宅による住宅フェアを中心に、若い子育て世代の誘致に大きく力を  
入れる方向に踏み出しました。平成30年度の子育て世代住宅建築費  
助成事業の予算は、2,000万円の規模です。住宅フェアによって  
人気上がり、希望者が増加することが期待されていますが、町の対  
処について、2点伺います。

1. 予算額を上回った場合の予算対応は。
2. 住宅フェアへの来場者がどのような子育て支援を望んでいるの

か、また南幌町をどのように考えているのかを、アンケートなどを行って今後の移住に役立てる考えは。

議 長  
町 長

町長。

みどり野きた住まいのヴィレッジを契機とした若い世代の誘致についての御質問にお答えをします。みどり野きた住まいのヴィレッジ事業は、南幌暮らしの発信拠点として、さまざまなPRイベントを通じ、子育て世代住宅建築費助成事業とあわせて、子育て世代の移住・定住につなげていきたいと考えています。1点目の御質問については、南幌暮らしの提案に魅力を感じて、住宅を取得される子育て世代の方から、予算を上回る申し込みがあった場合でも、希望に応じてまいります。

2点目の御質問については、PRイベントの際に、来場の機会を捉えて相談やアンケートなどを実施し、本町の魅力を伝えるとともに、子育て世代のニーズ把握に努めてまいります。いずれにしましても、みどり野きた住まいのヴィレッジが、町の活性化や若い子育て世代を含めた移住・定住、みどり野団地の販売促進につながるよう、引き続き、北海道・北海道住宅供給公社と連携を密にした中で事業を進めてまいります。

議 長  
川幡議員  
(再質問)

2番 川幡 宗宏議員。

今、町長から希望に答えるということでした。再質問したいと思います。今回の住宅フェアは、今後の南幌町の発展を左右する大切な事業だと言ってもいいと思います。このフェアによって若い子育て世代の誘致が飛躍的に伸びることを私も願っております。町が、子供たちの元気な声であふれて、学校活動や少年団活動、小・中学校等の部活動が活発に行われ、活気ある南幌町が再び来ることを心から期待するところでございます。今回の住宅フェアを開催するに当たり、フェア開催時には当然、町の職員などは説明担当に当たるとは思いますが、その時に私たちの町、南幌町のいいところ・特徴などを詳しく説明するとともに、来場者が移住希望の中で何を望んでいるかを聞き出すことが重要なことだと思います。アンケートをとることも重要なことだと思います。その結果を集計・分析をして、その中から来年度以降の誘致に活かしてほしいと、このように考えます。第6期総合計画の中の将来の人口目標1万人、特殊出生率1.8人を目標に設定していますが、この目標に向かって町、また私たち議会、町民が一丸となって向かわなければならないと、このように思っております。みんなで力を合わせて、ぜひ人口減少をとめ、人口が増加する方向に向かいたいと、町民も皆そう思っていると思います。町長の力強い決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

それと昨日の一般行政報告で住宅展示場オープンを記念して5月プレオープン、6月グランドオープン、その後集中的にPRイベントを予定して、南幌暮らしの発信拠点として、町の活性化や移住・定住、みどり野団地の販売促進につながるものと期待していましたが、どのようなPRイベントを考えているのかお伺いいたします。

議 長

町長。

町 長  
(再答弁)

川幡議員の再質問にお答えをいたします。このみどり野きた住まいるヴィレッジ、この動向によって我が町にも大きな影響を私は与えるものというふうに思っております。したがって、町の住宅助成事業をはじめ、子育て世代対策等々含めて、今までも取り組んできたところであります。後ほど、いっぱい来て議会の皆さんに追加補正でうんと言っていたように、こないだも道庁を回りながら、そんな話をさせていただいたところであります。今までも、いろんなイベントをやっております。その中にうちのパンフレットと同時に子育て世代の冊子も配って、それのお話も聞いたりいろいろしながら今いるところであります。そんなことを含めて、当然アンケート等もとりながら、あるいは直接生の声を聞いて、今後に取り進めていきたいなというふうに思っております。この5月・6月・7月のそれぞれのイベントについては、北海道あるいは住宅公社も相当力を入れていただいております。町も入って三者で協議をさせていただいておりますので、その内容については後ほど担当のほう、職員のほうからお話しさせていただきますけれども、私もこれにかけているところでありまして、空き地がたくさんあるということで御指摘もいただいているところでありますが、やはり役場の庁舎の隣に学校があって、子供のにぎやかな声を聞いて、大変いい環境だったなど。今はその声が聞こえないぐらいでありますし、また、今の新年度の予算の中に、教員を町で単独で加配するような、そういう事案にもなっております。ですから、何とかそれを避けて、ある程度一定規模を保った小学校・中学校になっていたきたい。そのためには、せっきく道が力を入れていただいているわけでありますから、町もそれ以上に力を出して、当初目標より上回るぐらい、私もトップセールスマンとして、どの会場にも行ってお願いをしようというふうに思っておりますので、それだけ強い決意を持っておりますので、御支援いただければと、そんなふうに思います。イベントの内容については担当職員のほうから説明させていただきます。

議 長  
まちづくり課主幹  
(再答弁)

まちづくり課主幹。  
ただいまの川幡議員の御質問にお答えします。町長がおっしゃってましたとおり、みどり野きた住まいるヴィレッジのイベントにつきましては、北海道・北海道住宅供給公社、そして南幌町と三者が一体となって取り組んでまいりたいということで今進めてございます。3月11日のバスツアーもそうですが、このヴィレッジにですね、町外から来ていただいて、南幌を感じていただく。そういうイベントを計画することで進めたいと考えております。例えば南幌マルシェ、南幌市場ということで、南幌産の新鮮な野菜を買っていただく機会だったり、南幌産の農産物を使ったクッキングや特産品のメニュー、あとはパークゴルフだったり、バーベキュー大会とかですね、とにかく南幌に来て、南幌の農暮らしを体験できるもの、そちらのほうをですね、道とも協議しながら、道のほうでも広告代理店との協議を進めてですね、メニューをつくっていきますので、南幌町も協力した中で進めていきたいと考えております。以上でございます。

議 長  
川幡議員  
(再々質問)

2番 川幡 宗宏議員。

今力強い決意を町長のほうからいただきました。それとは別に、もう1問再々質問いたします。去る2月28日の道新空知版に管内24市町の2017年の人口移動報告が発表されました。転出は、転入を上回る転出超過となり、人口流出がとまらない状況となっている市町が22市町あり、秩父別と沼田の2町が転入が転出を上回りました。現在、全国的に少子化高齢化の進行による死者数が出生数を上回る人口の自然減が増加傾向にある中、各自治体は転入が転出を上回る社会増につなげようと移住・定住促進に力を入れております。秩父別町は昨年4月から、新婚さんや子育て世代を支援する家賃助成などを実施し、2016年の転出超過74人から、2017年には転入超過36人という結果になっております。1年間の転入者に占める20代・30代の割合が4割に上がるという、子育て支援と人口減対策が実を結んだとしております。沼田町も2016年の転出超過26人から、2017年は12人の転入超過になりました。沼田町は2016年度に移住定住応援室を設置し、民間賃貸住宅の入居者への家賃助成と暮らしを応援するサービスとして手厚くお得な助成制度を実施しております。秩父別町も沼田町もきめ細かな支援で移住定住をふやしました。私が過去2回の一般質問の中で、長野県の下條村、岡山県の奈義町の子育て支援で人口増を果たした町を紹介しました。今までどの事例も数々の支援によって、若い子育て世代を誘致して、人口増に転じました。我が南幌町も、このみどり野きた住まいるヴィレッジを契機として移住希望の方々に、今一步の子育て支援を示し、南幌町に移住定住するように向けようことを進言いたしたいと思っております。南幌町も今回の住宅フェアを契機に、絶対に転入超過に転じなければなりません。若い世代が町に移住定住が増加すれば、社会増とともに自然増も見込まれ、人口1万人、特殊出生率1.8人も夢ではないと思っております。札幌圏30キロの我が町は潜在能力は絶対にあると思っております。今札幌圏の中で、恵庭・千歳・江別が人口増はありますが、これは鉄道があるからと思っております。その町に負けないような、その町より魅力ある政策を、そして若い世代はお金がありません。多少の援助で、一月2万・3万の援助でこの町を選んでくれるということもあると思っておりますので、その面を試算しながら、ぜひ恵庭や千歳に負けないような、人口増を我が町にも期待したいと、このように思います。平成5年から10年の間に5,000人もふえました。11年の間に5,000人もふえました。その潜在能力は絶対にあると思っておりますので、この住宅フェアを契機に一気に上昇気流に乗せたいものと思っております。町長にお聞きいたします。秩父別・沼田の事例、また、今まで紹介しました下條・奈義町の事例、この例をどのように考えるか。

また、きめ細かな子育て支援で誘致を促進する今後考えがあるのか、この2点を今一度お聞きしたいと思っております。

町長。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

川幡議員の再々質問にお答えをいたします。先ほど申し上げたようにみどり野きた住まいるヴィレッジ、これを何とか成功しなければなら

らないっていう、それはもう当然であります。そのためにいろんな政策を今まで打ってきたつもりでございます。住宅建築助成も当時はそんなに200万円も助成する自治体はない時に、川幡議員に大きなことをやれという御指摘をいただいてやったつもりであります。その結果、昨年1年間で、減る人口が2桁になりました。これも、その成果が出てきたというふうに思っております。そのことが、ことしにつながっていけばという思いでありますので、同僚議員からもいろいろ御意見をいただいております。町として今できることがほかにもないのかどうか、それらも探りながら、このせつかくのいい材料を生かさなければ、町は大変だというふうに思っております。それぞれの町の特徴がございますので、それぞれすばらしい町政運営をやっている、あるいは村政運営をやっておられるので、そこについては敬意を表するところではありますが、うちもそこに負けないように、題材はたくさんありますので、私はそこを活用しながら、若い世代が特に来ていただけるように頑張っていこうというふうに思っております。

議長

以上で川幡 宗宏議員の一般質問を終わります。

佐藤議員

次に7番 佐藤 妙子議員。

避難所の運営について、東日本大震災から7年が過ぎ、いつどこで起きてもおかしくない災害に対する防災意識は、さらに高める必要があると考えます。近年の災害は私たちが今まで経験したことのない想定外の災害が多く発生し、地震や局地的集中豪雨による被害の拡大や予想もしない豪雪被害など、異常気象が原因と思われる大規模災害が頻発しています。本町でも高齢化比率が高くなり、要支援者の支援体制の強化と避難所での初動体制の迅速化、適切な知識と判断は大変重要です。そこで避難所の運営について、3点伺います。

1. 災害時に指定避難所まで歩くことが困難な要支援者が今後増加する傾向にあるが、各地域の会館を第2避難所とする考えは。

2. 防災士の資格を持つ職員を配置する考えは。

3. 防災フェスタにおいて、避難所開設などの実践的な訓練の考えは。

議長  
町長

町長。

避難所の運営についての御質問にお答えをします。近年、全国的に発生している災害状況を踏まえ、防災意識を高めていく必要があることについては議員御指摘のとおりです。昨年度、防災行政無線の更新に合わせて戸別受信機を各世帯に設置し、本年度は洪水ハザードマップ、南幌町地域防災計画並びに南幌町水防計画の全面改訂のほか、地域における防災学習会を4回実施しており、平成30年度は役場庁舎に非常用発電装置の設置を予定するなど防災対策の強化に努めているところです。1点目の御質問ですが、高齢化率の増加もあり、指定避難所まで歩くことが困難な要支援者が今後増加傾向にあることは予想されます。しかし、地域の会館については、水害時を想定した場合、浸水想定区域内に避難所を指定することができない要件があります。また、ほかの災害時においても、備蓄品の整備や人的配置などから、第2避難所として運営することは困難です。要支援者につきましては、

保健福祉総合センターあいくるを福祉避難所に指定しており、家族や支援者などの協力のもと避難所に移動いただく考えです。

2点目の御質問ですが、防災士については防災意識の啓蒙のほか、災害発生時には、公的支援や救援が到着するまでの間、災害現場において生命や財産にかかわる被害が少しでも軽減できるような活動を行うことが主な役割となっています。今後、先行事例を調査し防災士を含めた人材育成を検討してまいります。

3点目の御質問ですが、避難所開設などの実践的な訓練の必要性は認識しています。今後、実施に向けて方策を検討してまいります。

議 長  
佐藤議員  
(再質問)

7番 佐藤 妙子議員。

ただいま答弁いただきました。再質問させていただきます。このたび改正されたこの防災計画書、この中にはですね、「避難時の周囲の状況により避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合と、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、地域の会館等、安全な場所へ移動するなど、安全確保を行うべきことについては、町は日ごろから住民等への周知徹底に努めるとともに環境整備に努める」と中に書かれております。また、このハザードマップの中に書かれておりますのは、避難行動の説明の中では、高齢者など避難勧告が発令され、避難所が危険と判断したら、近くの安全な場所や建物に避難したり、自宅で避難とありました。近くの安全な場所とはどこを指すのでしょうか。突然発生する災害時に高齢者の方が本当に安全な場所を判断できるのでしょうか。防災計画では、地域の会館へ移動としっかり明示しております。なぜ防災計画とハザードマップでは考えが違うのでしょうか、明確な周知が必要と思いますが、まずこれを1点。

それと、要支援者の方は要介護3以上の認定をされている方です。当然認知度が進んでいる方もいらっしゃると思います。また平日の日中に災害が起きた場合に、災害状況によっては車ではなくて徒歩避難となれば、指定避難所まで高齢者同士で、住民同士で支え合う、また支え合いながら歩いて行くといっても限界があると思います。先日、町内の方がおっしゃられたことなんですけれども、日中大きな地震が来ても、要介護の親を家に置いて、私は仕事をしているので、避難してくださいと言っても難しいし、近所も高齢の方ばかりなので、お願いするということも気の毒だ、せめて近くのところに避難所があると助かるのと言われておりました。また先日の議員懇談会にも、近くの会館に避難所があればとても助かるという、そういう声もございました。今の行政区・自治会等とかでも自主防災組織づくりに地道に御努力はされてはおりますけれども、十分な支援体制までには至っていないというのが現状です。住民が家の近くの避難所があるという安心感を持っていただくためにも、近くの町内会館に避難できるところの設置を考えてはと思います。先ほどの御答弁で、浸水想定区というお話ではございましたけれども、浸水想定区以外の避難所での指定は考えておられるのか、それが2点目の質問です。

それと防災士の御答弁いただきました。防災士を検討していただけているということでありましたので、防災士の詳しい御説明はここでは

いたしません、ただ本町のこの防災計画の中に、北海道地域防災マスターの人材の養成に努めるとありました。この内容は、防災業務を経験されたOBなどが対象で、研修を修了して指導者として心構えなどを身につけた上で行う方でございます。これはあくまでもボランティアで行われているわけでございますけれども、本町でも退職された経験豊かな消防職員や消防団の方がいらっしゃいます。そういう方などに御協力いただいて、避難所などの業務を応援していただくということは、住民の安心につながるのではないかと思います、ここでもう1点伺います。

それと3番目の防災フェスタでの実践的な訓練の考えでございますけれども、今回の防災計画で防災訓練に避難所の開設と運営・訓練ということでありました。全体的なマニュアルづくりもこれからということでお聞きしておりますので、ここでは細かなところは質問は割愛させていただきますけれども、まず、この防災フェスタなんですけれども、防災フェスタっていうのと防災訓練というのは、名称からすると意味合いが違うと思うんですけれども、防災フェスタというのは、楽しく皆さんに見てもらって参加してくださいという、そういう意味合いだと思うんですけれども、防災訓練は本格的な実践訓練という捉え方、そういう捉え方になるのではないかと考えております。また、その名称で避難所の運営も多少変わってくるのではないかと考えておりますけれども、名前はとても大事であります。内容に合わせた名称がいいと思いますが、そこのところを町長はどのようにお考えなのか。

最後に、再質問の最後なんですけれども、避難所の中では通信網も大変大事でございます。Wi-Fiの環境を進める、今、国の予算として今年度地方公共団体に一部を補助するという動きがございます。本町でも改善センターとかスポーツセンターなどは特に人が多く集まる場所でございますので、Wi-Fi設置の考えはどのようなお考えでいらっしゃるか、この5点、再質問させていただきます。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。防災計画・水防計画いろいろお話をいただきましたけれども、これは全部の災害を想定しているものですから、どうしても文面的には両方きくような文面にさせていただいていると思います。というのは、地震と水害では全然違います。水害はこないだのハザードマップのとおり、使えない会館が22あると今お聞きしたんですが、16は使えない。だから、その災害の種類に応じて一時避難所として、地震やなんかには地域の会館を使っただけということで、指定はできない。水害はもう水没しちゃいますから、かえって危ないです。そんなことがありますので、災害の要件によって非常に違う。ただ、防災計画は両方加味した計画にしなければなりませんので、うちはたまたま平らなものですから土砂災害はないのですが、そういう部分でいって、指定区域等々というふうにさせていただいているところであります。また要支援の方々については、あいくるを、その一つを全部要支援者に指定しているわけですので、市街地のかなりの数の方々には、水害時には移動しなくて自分の

家で避難というか、自分の家におれるわけであります。郡部にある農村地帯、あるいはそれぞれの北町・西町・東町・美園の一部が避難所に行かなきゃならない。今、町の人が全員来るってということにはならない。こないだのハザードマップ見ていただければ十分わかっていたので、どなたかちょっと忘れましたが、うちの地域がハザードマップに載ってないと怒られたんですが、載ってないってことは居のかないでいいと、自宅にいてくださいってことでありますので、地震はまた違う行程でありますので避難場所も変わっているかと思いますが、地震もこれまた大変、先輩事例の話を知ると、夜は非常に居のかさせられない。先輩首長のお話を聞かせていただきました。だから自宅待機しているか、自宅の横の庭にしろ空き地にしろ、そこで一時避難するしかないんだって、特に夜はそういうことであります。道路だとか橋が寸断されている可能性もありますので、役場の職員もすぐ向かうってことはなかなか厳しいと思っております。それは訓練の中でいろいろ役場の職員も、それから地域の方々も感じていただくってことで、我々は今まで防災訓練ということでやってきましたが、人の集まりが悪い、あるいはもっと防災という意識を高めるためには、そういう訓練じゃなくて、参加できる・知ることができる、そういう防災活動にしたほうが良いということで、ここ何回か防災フェスタと、これは皆さんの要望があって、そちらのほうに向かっているところであります。これがある程度、町民が理解していただければ、また防災訓練っていうふうになるんでしょうけども、なかなかそこまで前回も前々回か、ここ2回くらい防災フェスタだと思えますが、なかなか人を集めるのに苦労をして、用意したものがなかなか使えないという、そういう現実もありましたので、うちの町民の方々についてはまだまだ認識が足りないということで、気楽に来て見て感じていただく、そういう防災フェスタに改めさせてやっているところであります。それがある程度また浸透すれば、また違う方法も考えていかなければならないのかなというふうに思っておりますが、そんなことで今進めているということでもあります。またことしの防災フェスタをどういうふうにするかと、予算通った後にいろいろ考えていかなきゃならないのですが、全国の事例なんかを見ながら、うちの町にとって一番必要なものを、町民の方に知らせるってというのが一番私は大事ではないかなと、よそにあるけれどうちにはないっていう部分もありますし、よそにないものがうちにあるということもありますので、それらを検討していきたいなというふうに思っています。それから防災マスター、これいろいろ言われて防災士等々もありますけれども、当然役場職員も知っていかなければなりませんので、ことし研修に2名ほど行かさせていただいて、災害時にすぐ役に立つ訓練・資格等々含めて今後ともそういうのは要請していきたいなというふうに思っております。

Wi-Fiについては担当課長のほうから説明させていただきます。

議長 総務課長。

総務課長  
(再答弁)

それでは、私のほうから避難施設におけますWi-Fiの設置の考え方についてお答えをさせていただきます。総務省の補助事業で、平成29年度から31年度、3年間ということでメニュー化されていることは、私どもも承知してございます。過疎地域の場合は、補助率が3分の2で起債の充当が75%、交付税の算入が80%ということで、優遇されてございます。本町の場合、過疎地域でございませぬから、有利な事業としましては緊急防災・減災事業債が見込まれるという現状でございませぬ。今後避難所という見方も大事でございませぬけれども、全体公共施設の必要性という観点で検討するべきではないかというふうに思っております。なお、本町におきましては、現時点でWi-Fiの環境が整っている施設は、ぼろろとビューローの2カ所でございます。以上でございます。

議 長  
佐藤議員  
(再々質問)

7番 佐藤 妙子議員。

ただいま詳しい説明をしていただきました。そこで再々質問させていただきます。私は7年前の震災の教訓を絶対に風化させてはいけぬ、そのように思いました。高齢化が進むこの本町で防災計画だけではなく、どのように住民が安心して避難できる体制を整えることができるかと考え、質問させていただいたわけですが、今回一般質問するに当たって、東日本大震災で実際に避難生活をされた方にお話をお聞きいたしました。そこでどのような御苦労がありましたかというお話をお聞きしたんですけれども、そこでの運営に当たっては、とにかく地域の人たちが声をかけ合って地域のリーダーがまとめていましたということでした。その職員は、国や県からの対応でいっぱいいっぱい、気持ちがあってもなかなか自由に動けなかったということでした。安否確認は個人情報保護から避難所では教えてもらえず、近所の方が生きているのか、どこで避難しているのかの安否確認ができず、どうすることもできなかったというお話でした。また高齢者が毎日飲んでるその薬の名前もわからず、本当にその避難場では大変だったという、そういうお話もされておりました。本当にこういうことを、私たちは防災計画、また防災訓練等でいざという時のためにいろいろ考えておりますけれども、実際に災害に遭われた時には困難だなということをお話し聞かせていただいたわけなんですけれども、本町にも高齢者や障害者はたくさんいらっしゃいます。それで、たまたま本町には本当に自宅の冷蔵庫にあんしんキットを保存されてる方が多くいらっしゃると思うんですね。それでその容器の中には、病歴とか常用している薬・写真などの情報が一度に書かれて保存しております。これを利用して、ぜひそれにホルダーをつけてですね。あるいはボトルですので災害時に持って歩くと高齢者などは落とす心配がありますので、それにホルダーをつけて、職員の皆様がつけているような、そういう形をそのままホルダーに中に入れて災害時になれば、首からかけられるようにして、すぐ避難するっていう形をとってはいかがかなと思います。本当に混乱した避難所であっても、本人の確認も高齢者であれば難しい方もいらっしゃると思いますけれども、そういう形であれば、すぐ本人確認もできて運営もスムー

議 長  
町 長  
(再々答弁)

ズにいくのではないかと思います。それで、一つの提案なんですけども、こういう提案はいかがかお考えでしょうか。

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。まずあんしんキットの活用の中で今御提案があったことも含めて、これからいろんなことが起きるとということが想定されますので、いろんな検討をしていかなければなりませんので、当然検討の余地はあるのかなというふうに感じております。それで、いろいろ災害時のことをいろいろ言われておりますけれども、うちの町にとっては過去の歴史からいくと水害なんですよね。水害が一番で、地震というのは全国各地でいろんな事例があるんですが、僕らも町村会で、現場の首長といろいろお話をさせていただいているところでありますが、3階や5階、高い建物は別として、2階建ての住宅って意外と丈夫なようであります。ですので、慌てて逃げて被害に遭ったというのも当然出ておりますので、この辺はちょっと、いろんな方々ともまた相談をしなきゃなりませんけれども、やはり先ほど佐藤議員が言われたように地域防災組織、これ地域の方は地域で守っていただくっていうのが、今後とも必要になるというふうに思っています。役場の職員は今100名ぐらいです。うちは機場が10カ所近くあります。当然30人ぐらいそっちの配置になります。それから、災害対策本部をつくと40人ぐらいに当然なります。そしたら残りはわずかな人数にしかありません。地域に伝達するっていったってそんな走って車で行くっていう人材がそんなにいるわけありません。ですので、今、町内会長や行政区長の中にも、強制的につくれとは言えませんが、そういうお話をさせていただいて、今防災意識のいろんな取り組みの中で講演会だとか、そういうもので職員の出前講座だとかっていうことで行っておりますので、それぞれの地域がそういうことを感じていただいて、地域の人たちの安全を守るための防災組織、行政区・町内会でもそういうのができてくればなというふうに思っております。最終的にはそういう思いをしていかなければならないなというふうに思っております。

また、過去の想定からいくと私は水害という話をさせていただきました。過去から比べると今想定外という先ほどお話しありましたけども、うちの町を考えると想定範囲がもっと、時間が早くわかるようになっております。したがって、全国で一番首長がためらうのが、空振りなんです。空振りをして、避難所に人を集めて何ともなかったっていうのが、そしたら避難所に来た人からごうごうと非難を受けて大変だったっていうのは、聞いております。だからその決断の仕方、これは職員と共有して情報を全部入れながら、うちの町にとってはどうなのか。特に明るいうちに判断をしなければ、過去のところでは夜に動いて二次災害に遭っています。そのことも含めると、大事な職員を二次災害に遭わすわけにはいきませんので、そんなことも含めながら行くと、災害対策ってそんな簡単なものではないという、だけでも町の安全を守るためにはやっていかなきゃなりませんので、先ほどからもありましたように、協働のまちづくりというのはみんながそこを

感じて、みんなで行動できる体制、一人一人が感じていただきたいと。そのために今回ハザードマップというのは、改めて皆さん見直していただくと。結構もらってるんだけど見てないんですよ。皆さんのところはどこに集まることになってますかって言ったら、いや、知りませんと。こないだあげたよねっていう話を言ったら、見たけど詳しくは見てない。そういう現状ですので、やはり地域の町内会・行政区の行事の中でも活用していただいて、みんなで共有認識を持っていただくのが一番ではないかなと。そのために我々も発信していかなければならないというふうに思っております。

議 長

以上で佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため13時20分まで休憩をいたしたいと思います。

(午前12時03分)

(午後 1時20分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に4番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

町長に子育て世帯の支援拡充で定住促進を、ということでお伺いいたします。本町では、子育て支援に多くの施策を講じてきており、各地の議会からも視察に来町されている状況です。最近、報道等の子育て世帯の教育費、給食費等の私費負担が大きく、教育における貧困が頻繁に報道されています。本町でも、きた住まいるヴィレッジ等で子育て世帯への住宅建築費助成を行い移住を促進しています。しかし、移住してきた住民を定住につなげるため、教育環境等の充実が求められると思います。そこで、全国的にも徐々に広がりつつある学校給食費の無償化や一部助成制度の導入で、若年層の教育費負担軽減を図る施策に取り組む考えはないか伺います。

議 長

町長。

町 長

子育て世帯の支援拡充で定住促進を、の御質問にお答えします。学校給食費については、平成23年度より給食用の米の費用を町が負担しており、平成29年度からは麺やパンを加えた主食分を、小学生は1食32円、年間6,240円。中学生は1食40円、年間7,800円。全体で約309万円を町が負担しています。また、平成26年に消費税率が8%に改定されましたが、3%の増税分と野菜などの賄材の物価高騰分3%を合わせた6%分、約146万円を町が負担していることから、さらなる給食費の助成や無償化については、現段階では考えていません。なお、本町における子育て世帯の支援策については、0歳から小学校6年生までの医療費の全額助成をはじめ、住宅建築費助成、子育て支援米の配布、高等学校等通学費補助など、多岐にわたる施策に取り組んでおり、負担軽減を図っているところです。今後も全体的なバランスを保ち、子育て世帯を支援し、移住・定住の促進に努めてまいります。

議 長

4番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

(再質問)

再質問いたします。先ほどから同僚議員たちがいろいろ言っておられましたように、かなり厳しい財政の中で、あれもしてくれというのなかなか心苦しいんですけども、今の南幌町における教育環境、他

市町村におくれているとは私も思ってませんが、先ほどから答弁にありましたように、子育て支援の中でいろいろなされてるところも重々承知しています。今の教育環境でいきますと、幼児期の問題から小学校・中学校の成長期、また高校生の成熟期とそういうふうに分かれていくのかなと思うんですけども、その中でいろいろな支援が行われております。先ほど町長も見せておられました、子育て支援のブックがありまして、いろいろあるのは重々わかっておるんですけども、今回の各年代に万度に支援をするということはなかなか困難なのかなって私も思っています。その中で執行方針の中でそれぞれ述べられております。先ほども答弁の中でありましたように、この中でまた一つ、公設の学習塾の充実も挙げられておりますし、いろいろ金額的にもかなり大変かなというふうに私も思っています。その中で高等学校通学費助成事業、1,670万円。あと、先ほども補正の中でありましたけど、中学生の国際留学600万円。今言った公設学習塾、これ新設ですから344万円と、これだけの中身があるんですけども、このほかにもありますけども、この中で制度の組みかえっていか中身の組み替えはできないのかなっていうふうに思っています。というのも、前にも一般質問した時がありますけども、公平性の観点からって持っていくと、なかなかどこに重点を置いていいのかなという問題があると思います。先ほど言ったように今きた住まいるヴィレッジ、その中で移住を促したり、また来た人方を定住させていくためには、どうしてもやっぱり目玉になるものを、検討課題に上げていかなきゃならないんじゃないかなと。せっかく来ていただいて二、三年後に何だこれはっていう環境ではだめなのかなというふうに私は思っています。それで今年度予算の中で入れてくれとか来年度すぐやってくれとかっていう問題ではないんですけども、予算の組み替える等を考えながら、その中で給食費の一部助成なり全額なり、先ほどほかの議員も言っていましたけども、思い切って何か取り組んでいかなければ、せっかく40人のバスツアーで来て6棟成立したとしても、それが何年続くのかなと。そういうことを考えた時に、入るお金のことを考えるならば、これからも国勢調査があるでしょうけども、出入りのことを考えた時には、出ていく方々を少しでも少なくしなくてはいけないのかなというふうに思っています。数年前にあった通学費の助成制度も、やっぱり学習環境だけではなく、やっぱり流出する人間をとめるためには一助があったと思っています。ですけれども、その辺を平均に押しなべて進めていくための検討は必要ではないかなというふうには思っています。6期の総合計画の中、先ほどから言われてますけれど、見直しをできるのであれば見直していくっていう段階の中で、今検討していますって言うだけでかなりのインパクトがあると思うんですけども、そういう方向性の中で、現在はできませんと言われてましたけど、今後検討する余地があるのかなのか、その辺1点伺います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

志賀浦議員の再質問にお答えをいたします。それぞれ志賀浦議員含め、子育てに関して、いろんな議員から御意見をいただいております。

当然将来的に今の総合計画、5年たつ時には見直しをかけますから、当然その時にはそれまでの政策がよかったのも悪かったのも判断しながら、新たな施策も含めて検討課題になるだろうと思っております。今、定着をしている部分については、今のお子さんの御家庭ではそれを当てにしながらやっているわけでありまして。そのことも考えながら、新たな政策っていうのはなかなか難しいですけども、押しなべて平均にしても、本当にそうしたらそれがインパクトあるのかと、そういうことにもなりますし、今は皆さんから御理解いただいて進めている事業を進めながら、今度の改定、中間で見直しをさせていただきますので、その中で今議員からいろいろ、午前中も含めて言われたことも含めながら、これは検討していかなければならないなど。その時の情勢も含めて、やらなければならないのかなというふうには思っています。ただ、給食費については最初にお話をしたとおり、かなりやっております。ですので、一食小学生なら二百何十円、中学生でも三百何ぼというぐらいです。今、コンビニへお昼を買いに行ってもその金額で食べれなくて、バランスよく給食があたってるわけでありまして。心身の健全な育成のために、そのことも配慮しながら給食っていうのがあると思っております。ですので、今うちでできる範囲をさせていただいておりますので、今後大きな変化がまた出てくれば別でしょうけども、そして経過年数をして、もう1回見直しでこれでいいかどうかっていうのは当然やっていかなきゃなりませんので、その時にどうあるべきかというのは当然また出てくるかなと思いますので、それぞれの議員から言われたことは、十分耳に置きながら、今後は進めていかなければならないと、そういうふうには思っております。

議長  
志賀浦議員  
(再々質問)

4番 志賀浦 学議員。

再々質問させていただきます。今の主食に関する補助、確かに言われているとおり、なされているかなと思っております。予算書の中で見ても、子育て、主食米のほうでは315万円ほど予算に書かれております。あとほかのものも、もろもろあるんだろうと思います。私も先般の教育委員会で、学校の生徒の数、ちょっと伺ってきました。小学生294名、中学生で169名、その中で給食費を私なりにかけてみましたら、年間で2,130万円ほどになります。2,130万円のうちの主食の部分でいくと315万円プラスアルファがあると思いますけども、そのぐらいの割合でインパクトがあるのかって言うたら、やっていますだけでインパクトは少ないんじゃないかなっていうふうに考えています。各地の事例を言ってもしよがないかなと思うんですけども、まず今は北海道で三笠から始まって、無料にしているところが8カ所ほど確認できています。半額助成なり一部助成というところは、また五、六カ所あります。聞くところに、まだこれは確認してないんですけど、町村会の会長をやられている白糠町もことしから取り組むんじゃないかという話も聞いています。そのぐらい北海道でも、給食費に関する流れというのは大きく変わってきてるのかなっていうふうに思っています。あと、本州のところなんですけども、これ市に対するちょっと例なんですけども。流出がとまらなくて、給食費を無料化

にして取り組んでみたところ、1億数千万円かけてやったと書いてましたけども、3年ほどで目に見えて流出率が少なくなってきたという、そういうところもあります。それは先ほど言ったように別に5年待ってやってとかっていう問題ではないと私は思ってるんですよ。できれば二、三年のうちにある程度方向性をつけていって、PR効果が出るようにしていただきたいなど。6期の見直しの5年待ってやったところで、そのころはもうきっとほかもいっぱい取り組んでくると思うんで、おくれをとっちゃうんじゃないかなと思ってます。だから新規に予算を組むのではなくて、先ほど言ったようにある程度の組み替えも必要なんではないかなと思ってるところなんですよ。組み替えの中で、まず一部助成から始めていって効果があればそれなりにというところに進んでいっていただければいいかなと思うんですけども、同じ質問をしたところで答えは同じだと思うんですけど、町政執行方針の中で、財政に対する記述みたいところも載ってましたけれども、かなり苦しいのはわかるんですけど、今は先ほど言ったように例えば中学校の留学にしても、万度にいかなくて残金が出てたような状況です。いろいろ探すと財源は出てくるのではないかなというふうに思うんですけども、5年をめぐってというんじゃないで、できれば二、三年をめぐって取り組む姿勢を見せていただけて、それをPRの材料にしていきたいというふうに考えてますけど、その辺は町長、もう一度お答え願えればと思ってます。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

志賀浦議員の再々質問にお答えをさせていただきます。今も一部助成はやってるんですよ、うちは。先ほどお話ししたとおりであります。全額分ということになるとなかなか難しいなというふうに思います。よそはいろいろあると思います。うちも過疎債が適用になれば、ソフト事業も該当ですからそういう部分は十分可能かなというふうに思ってますが、先ほどの前議員の質問にもあったように、うちはそういうものの該当がない、そして例え1年2,000万円を余分に使おうとすると、5年で1億円ですよ。そしたら今の基金残高は、きのう副町長からあったとおりであります。そういうことも踏まえて、全体でうまくやっていかなきゃならない。なおかつ、移住定住で若い人を呼ばなきゃならない。その中で、うちの町として今できることは詰め込んでいっているつもりであります。これからはいろんなところがまた出てくるだろうと思います。その中でどうあるべきかっていうのは当然、毎年振り返りはしなきゃなりません、今はそうやって第6期の総合計画の始まったところでもありますので、それを踏襲しながら大きな変化があれば、まだ考えていかなければなりません、消費税も上がるわけです。そのことも十分頭に入れてやっていかなければ、財政運営っていうのは大変だなというふうに私は思ってます。まず、本体がしっかりした財政運営ができなかったら何ほいいこと言っても、すぐできなくなります。やっぱりやるからには持続可能なやり方をしていかなければ、行政っていうのは私は信頼関係がなくなる、よそのまねして二、三年やってやっぱりだめだからやめました、そんな形にはなら

ないと思うんです。ですので、その辺も含めて検討する余地が相当あると思います。消費税がどういうふうになるのか。それから交付税が30年度までの3年間については、大体予定どおりいきました。来年度改定期です。来年度、この6月から8月に地財計画が国が示され、今の予想でいくと財務省の、あるいは総務省の話を聞いていくと、交付税は下がる要素しかない。そのことも十分考えて、2%下げられたらうち5,000万円です。それも埋めなきゃならない、同じようにやるとしたら。そんなことも含めて今いるものですから、その辺が解消されて逆に2%ふえれば、やれるわけでありますから。ですから、十分状況を判断しながら僕はやるべきだと思います。やっぱり、次の世代に、町もきちっとしたものを残してあげなかったら、大変だと思います。自分の代にいいのだけやって、あと嫌なものは全部後ろへやるなんて、そんな話には議員の皆さんもできないと思います。そのことも十分踏まえながら、検討はさせていただきたいなというふうに思います。

議長

以上で志賀浦 学議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

本日予定しておりました日程が終了いたしました。予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって予算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 1時38分)

議長 長 去る3月9日より予算審査特別委員会のため休会となっております、平成30年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

●日程24 議案第18号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第18号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、議案第18号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。この条例は、認定こども園や保育所などの運営基準について国の基準を踏まえて、市町村が条例を定めているものでございます。別途配布いたしました議案第18号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、アンダーラインの箇所が改正部分です。

特定教育・保育の取扱方針ですが、この第15条第1項では、各号にて各施設の区分を規定しており、このたび改正します第2号では、認定こども園について引用しています就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い項ずれが生じることから、第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行する。以上で議案第18号の説明を終わらせていただきます。

議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第18号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程25 議案第19号 南幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第19号 南幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは、議案第19号 南幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。今回の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けている者が後期高齢者医療に加入した場合の住所地特例の規定が追加されたため、本案を提案するものです。別途配付しています議案第19号資料の新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前でございます。下線部分が改正される内容です。

第3条第2号から第4号の規定につきましては、改正前の第2号に定める住所地特例の規定を、高確法の規定の内容にあわせ明文化するものです。

第2号は、他の広域連合の病院等に入院し住所変更をしている場合の規定、第3号は、2つ以上の病院等に入院し全てに順次住所を移している場合の規定、第4号は、2つ以上の病院等に継続して入院し、途中の病院に住所を移していない場合の規定となります。

第5号につきましては、国民健康保険の被保険者で、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けていた者が、後期高齢者医療に加入した場合、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の広域連合の被保険者とする規定を新たに追加するものです。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行する。以上で、議案第19号についての説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第19号 南幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに

決定いたしました。

●日程26 議案第20号 南幌町介護保険居宅サービス等利用者負担の助成に関する条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第20号 南幌町介護保険居宅サービス等利用者負担の助成に関する条例を廃止する条例制定につきましては、助成制度期間終了に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは、議案第20号 南幌町介護保険居宅サービス等利用者負担の助成に関する条例を廃止する条例制定について、御説明を申し上げます。南幌町介護保険居宅サービス等利用者負担の助成に関する条例を廃止する条例。南幌町介護保険居宅サービス等利用者負担の助成に関する条例（平成13年南幌町条例第9号）は、廃止する。介護保険居宅サービス等利用者負担の助成期間が終了しているため、本条例を廃止するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行する。以上で、議案第20号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第20号 南幌町介護保険居宅サービス等利用者負担の助成に関する条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程27 議案第21号から日程30 議案第24号までの4議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程27 議案第21号 南幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例制定について

●日程28 議案第22号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程29 議案第23号 南幌町指定地域密着型サービスの事業

- 日程30 議案第24号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について

以上4議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第21号 南幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例制定について、議案第22号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第23号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第24号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、いずれも、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、議案第21号 南幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について御説明いたします。新条例であるため、本来は条文を朗読し補足説明をさせていただくところですが、この後、議案第22号で一部改正について提案させていただきます指定介護予防支援の事業に関する条例、こちらは要支援1と2に認定された方への介護予防サービスに係る計画作成業務について定めたものですが、平成26年に制定されており、ほぼ同様の内容であること、さらにこのたびの条例は6章立ての36条で構成されていること、また、この条例制定に当たりましては、厚生労働省令で定めた基準を基本として制定することとなっていることから、別途配布しております議案第21号説明資料による説明と、条例本文につきましては要点を簡潔に御説明させていただきたく、御了承をお願いいたします。それでは、議案第21号説明資料をごらんください。

1趣旨でございますが、医療介護総合確保推進法による介護保険法の一部改正により、居宅介護支援事業の指定及び指導監督権限が、平成30年4月1日より北海道から市町村に移譲されることに伴い、町は指定居宅介護支援等基準省令に従い、該当基準に関する条例を制定します。なお、指定居宅介護支援とは、要介護認定で要介護1から要介護5までに認定された方が介護サービスを利用していただく際の介

護サービス計画を作成する事業のことで、本町には2カ所の事業所があり、主にこの事業所に従事する職種としては介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーということになります。

続いて2、制定する条例のもととなる基準事項及び根拠規定としましては、記載の3つとなります。

3、この度制定する、南幌町の条例名であります。

4、条例制定の考え方でございます。この条例を市町村が制定するに当たっては、2つの基準があり、まず(1)の従うべき基準とは、必ず適合しなければならない基準として、事業所における従業者などの人員配置や利用者への適切な処遇、安全の確保、秘密の保持などがそれに当たります。(2)参酌すべき基準とは、地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じた内容を定めることが許容されるものとなっています。資料の裏面をごらんください。

5、独自基準についてでございます。この表では、国の基準、南幌町の基準とあり、町独自の基準としたものについてのみ抜粋しています。また、表の下に独自基準の理由を記載しています。表の1番上①事業者の資格ですが、法人であることは従うべき基準であります。それに加えて本町の暴力団の排除を推進する条例に関するものを規定しています。次の②記録の整備につきましては、国基準の2年間から本町では5年間にしています。これは、他の規定と整合性を図るものです。③の成年後見制度の利用等については、権利擁護を推進すべきものとして、④の自然災害発生時の協力では、避難時などの支援協力を規定したものです。続いて、議案書の議案第21号の条例本文をごらんください。条例構成及び内容等について簡単に説明させていただきます。

第1章、総則では、第1条から第3条において、この条例制定の趣旨、定義、指定居宅介護支援事業の実施に関する基本方針を定めています。

第2章、指定に関する要件では、第4条第1号の法人であることは、従うべき基準の条文で、第2号と第3号は暴力団関係者等の排除を定めるために町独自で加えた条文です。

第3章、人員に関する基準では、従うべき基準に該当している条項であり、第5条において指定居宅介護支援事業者の事業者ごとの介護支援専門員の員数や利用者の数に対する介護支援専門員の員数を規定しています。

第6条においては、事業所ごとに管理者を置くこと、さらに本年4月からの改正で、管理者は主任介護支援専門員でなければならないことを規定しています。次ページになります。

第4章、運営に関する基準では、第7条から34条において、介護サービス計画の作成における留意事項をはじめ、具体的な取り扱い方針、管理者の責務、運営規程に掲げる内容、秘密の保持、苦情処理、事故発生時の対応、記録の整備などについて定めています。その中で、第7条第1項・第2項の内容の説明と同意を得ること、第8条の提供拒否の禁止、第16条では、第7号・第10号・第11号で利用者や

家族へ説明や同意を得ること、また第9号では、サービス担当者会議の開催についてなどが、さらに第26条の秘密の保持、第30条の事故発生時の対応など利用者に対する適切な処遇に関する事項が従うべき基準となっています。

第5章、基準該当居宅介護支援に関する基準では、居宅介護支援事業者として指定を受けるべき要件（法人格、人員、設備、運営基準）の一部を満たしていないものの町にとって必要とされ、一定基準を満たす場合、町の判断で介護保険の保険給付の対象とすることができる制度についての規定をしています。

最後に第6章では、委任規定を定め、附則としまして第1項、施行期日、この条例は平成30年4月1日から施行する。

第2項、経過措置として第6条第2項の管理者は主任介護支援専門員でなければならないの部分において、3年間の経過措置を設けるものです。以上で議案第21号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。この条例は、要支援1、要支援2に認定された方に介護予防サービスを利用していただくための介護予防サービス計画を作成する指定介護予防支援事業所の指定要件や人員、運営などの基準を定めることを目的としています。このたびは、この条例におきましても制定に当たり準拠しています厚生労働省令の改正に伴い、国の基準に基づき改正を行うものです。別途配布しました議案第22号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、アンダーラインの箇所が改正部分です。

第3条の基本方針につきましては、第3項は、引用しています介護保険法の改正に伴う項ずれにより「法第8条の2第18項」を「法第8条の2第16項」に文言修正するものです。

第4項中「介護保険施設」の部分につきましては、障がい福祉サービスを利用してきた障害者が介護予防サービスを利用する場合等における密接な連携を促進するために、障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にするために加えるものです。2ページになります。

第6条は、介護予防サービス計画策定に係る内容や利用者並びに家族への説明及び同意に関する条項です。

第2項では、公正中立なケアマネジメントの確保を図るために、介護予防サービス計画の作成の際に、利用者が様々なサービス事業者より選択できるよう複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づけるために加えるものです。

第3項は、入院時における医療機関との連携を促進する観点から、利用者等に対して入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼することを義務づけるために加えるものです。

第4項から第8項につきましては、第3項が加わったことによる項

ずれ、また、条文中の改正につきましても同様に文言修正によるものでございます。3ページになります。

第32条は、具体的取扱い方針について規定しています。第9号では、介護予防サービス計画の原案に位置づけたサービス事業の担当者を招集して実施されるサービス担当者会議に利用者や家族の参加を基本とする旨が追加になったことによる改正です。4ページになります。第14号の2については、担当職員は利用者が使用している訪問介護などのサービス事業者から服薬状況、口腔機能、心身、生活状況の情報提供を受けた場合には必要に応じて、利用者の同意を得て、主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うことを義務づけることにより加えるものです。

第21号につきましても、第21号の2を加えたことによる文言修正です。第21号の2は、訪問看護や通所リハビリテーションなどの医療系のサービスの計画をした際には、担当職員は、サービス計画書を主治医に交付することを義務づけることにより加えるものです。なお、第14号の2、第21号の2のいずれも平時からの医療機関との連携を促進するための改正内容となっています。

附則として、この条例は平成30年4月1日より施行する。以上で議案第22号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第23号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。この条例は、町民で要介護1から要介護5に認定された方が利用することができる地域密着型通所介護や認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護などの事業所の指定要件や人員、設備などの運営基準を定めることを目的としています。このたびは、この条例の制定に当たり準拠しています厚生労働省令の改正に伴い、国の基準に基づき改正を行うものです。主な、改正内容としては、1点目が地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進に向けて、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするために、介護保険と障害福祉制度に新たな共生型サービスとして位置づけることとなったため本条例において地域密着型通所介護の中に基準を設けるものです。2点目が認知症対応型共同生活介護（グループホーム）につきましても、身体拘束の更なる適正化を図る観点から運営基準に定めることとなったものです。別途配布いたしました議案23号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、アンダーラインの箇所が改正部分です。

初めに目次ですが、共生型サービスに関する内容は、地域密着型通所介護の内容として加えることから、第1章の2地域密着型通所介護の第4節の運営に関する基準の次に、第5節として共生型地域密着型サービスに関する基準を加えています。第1条の趣旨、その次の第2条第6号の定義では、本条例に共生型地域密着型サービスの事業を加えたことにより法的な位置づけなどを加えたことによる改正となっており、これを加えたことにより号ずれとなっています。2ページになります。第5節では、共生型地域密着型サービスに関する基準を

定めています。第3条の39では、共生型地域密着型通所介護の基準について規定しており、障がい福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援または放課後等デイサービスなどの通所型サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型地域密着型通所介護としての指定を受けられるものとして基準を設けるものです。2ページ下段から3ページにかけての第1号では、従業者の人数について規定しており、障がい福祉サービスと地域密着通所介護の利用者の合計人数に対して、従業者の人数は、障がい福祉サービスの基準に準じた従業者数となることや、次の第2号では適切なサービス提供を行うために高齢者に関わる技術的支援を受けていることを規定しています。次の準用、第3条の40では、基本方針、管理者に関すること、設備及び備品等、具体的取り扱い方針、通所介護計画の作成、勤務体制の確保などは、地域密着型通所介護の内容を準用することを規定しています。4ページになります。

第5条従業員の員数については、単独型認知症対応型通所介護は、養護老人ホームや病院、社会福祉施設などと併設されていない通所介護のことをいいますが、その定義づけの部分で、介護医療院が介護保険法の施設サービスに位置づけられたため併設されていない施設の種類として加わるものです。

4ページ下段の第46条、さらに5ページの第47条につきましては、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームに係る基準のうち、管理者と代表者としての必要要件に介護医療院での従事した経験を加えるものです。

続いて、第52条第7項では、認知症対応型共同生活介護の取扱い方針に身体拘束等の適正化を図るための基準を設けるものです。第1号では事業所内で3カ月に1回以上の検討委員会を開催し、その結果を従業者への周知徹底を図ること、第2号では身体拘束等の適正化を図るための指針を整備すること、第3号では従業者に対して研修を定期的に実施することを規定し加えています。第8項は第7項を加えたことによる項ずれに伴う文言修正です。

6ページになります。第62条では、協力医療機関等として介護医療院を加えるものです。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行する。以上で議案第23号の説明を終わります。

続きまして、議案第24号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。この条例は、町民で要支援1、要支援2に認定された方が利用することができる介護予防サービスの介護予防認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型共同生活介護などの事業所の指定要件や人員、設備などの運営基準を定めるために、議案第23号の条例と一体的に制定を行った条例ですが、要支援認定された方の通所介護利用については、地域支援事業に移行していることから、本条例には地域密着型通所介護の内容はございま

せんので申し添えます。この条例におきましても制定にあたり、準拠しています厚生労働省令の改正に伴い、国の基準に基づき改正を行っています。別途配布いたしました議案24号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、アンダーラインの箇所が改正部分です。

第5条では単独型指定介護予防認知症対応型通所介護の併設されていない施設の定義について介護医療院を加えること、次ページになります。第45条では、介護予防認知症対応型共同生活介護の管理者について、第46条では同じく代表者についての必要要件に介護医療院での従事経験を加えること、第51条では身体拘束等の適正化を図る基準について、3ページ、第58条では、協力医療機関等に介護医療院を加えることについてとなっております。いずれも議案第23号の内容と同様でございますので、詳しい説明は省略させていただきたく存じます。

附則として、この条例は、平成30年4月1日より施行する。以上で議案第24号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第21号 南幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例制定についての質疑を行います。

3番 原田 弘克議員。

原田議員 それでは、道の権限移譲により、今回の条例制定ということでございます。後段にもありますように、道からの権限移譲26年・27年とそれぞれ介護密着型デイサービスを含む介護予防、それから通所型、これらの権限移譲をされております。この中で、指導監督権限、当然施設、併設の施設がほとんどですが現状の介護保険の総体の施設、市町村の指導監督というその部分、その事業所の指導監督の実態と言うか、どういう形でやっていたらっしゃるか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。1点。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 ただいまの原田議員の質問にお答えします。指導監督につきましては、既に地域密着型の介護サービスで実施しております。2年に1度の事業所に出向いての实地指導、また毎年集団指導といたしまして、年に1度指導を行っております。地域密着型サービスにつきましては、グループホームにつきましては、2カ月に1回、連絡会議というのがございます。そちらに町の運営推進会議というのがあります。町の職員がそちらにも参加させていただいております。また、認知症対応型の通所介護におきましては、6カ月に1回、運営推進会議を開催する規定となっております。それにつきましても町の職員が参加させていただいております。なお、新規条例に対しまして指導監督でございますが、同じように实地指導は行う予定でございます。なお、今回、権限移譲されたことに伴いまして、北海道のほうから、多分今までもそうございましたが、指導があると思われまますのでそちらも参考にさせていただきながら、町のほうで適正な運営に向けて指導監督を行

ってまいりたいと思っております。以上です。

議長  
原田議員  
(再質問)

3番 原田 弘克議員。

指導監督ということで、確か介護保険法によれば、指導には今課長申し上げた実地指導とそれから報酬請求指導というのが、これに関して請求報酬、報酬の請求指導、これについてはいろいろな不正請求、特に人員配置基準で、それが見受けられるということもございますので、その辺の報酬の請求指導の関係について、どういうふうに対応しているか、教えていただきたい。

議長  
保健福祉課長

保健福祉課長。

報酬の不正請求につきましては、同じく実地指導の中で、ケアプラン等々のつけ合わせを行いまして指導させていただいております。また、居宅の介護支援事業所につきましては、介護保険の適正化事業におきまして、年に1度、保健師と事務と2名対応で、このたびも終了いたしておりますが、ケアプランの内容と御本人の身体状況、そちらのつけ合わせを行いまして、過剰なプランが計画されていないかどうかの点検も行わさせていただいております。以上でございます。

議長  
原田議員

3番 原田 弘克議員。

いろいろと指導監督する施設も、通所、予防関係であれですけれども、本体部分、特養ですとか老健施設ですとか、これは道のほうでも、恐らくはなかなか離さないと思いますが将来的に、それもある可能性もあるわけでございますので、介護保険につきましては、公費5割の事業で、当然40歳以上の方の保険料負担もしてるわけですから、その辺の部分をしかりと、また原課のほうで指導していただきたいなというふうに思ってます。これは要望でよろしいです。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第21号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第22号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第22号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第23号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第23号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第24号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正

する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第24号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本4議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第21号 南幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第22号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第23号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第24号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程31 議案第25号から日程33 議案第27号までの3議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

- 日程31 議案第25号 南幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程32 議案第26号 南幌町道営土地改良事業分担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程33 議案第27号 南幌町国営土地改良事業負担金等の徴

収に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

以上3議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第25号 南幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第26号 南幌町道営土地改良事業分担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第27号 南幌町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定につきましても、いずれも土地改良法の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長  
産業振興課長

内容の説明を求めます。産業振興課長。

それでは、議案第25号から議案第27号までの3議案について、関連がございますので、続けて御説明申し上げます。今回の条例改正は、いずれも昨年9月25日に施行された、土地改良法の改正に基づくもので、初めに法の改正点について御説明申し上げます。1点目といたしましては、今後高齢化の進行により、高齢農家から農地中間管理機構へ農地貸し付け希望の増加が見込まれている中、農地中間管理機構が借り入れた農地が基盤整備を行なっていなければ、担い手農家への農地の集積・集約化が進まなくなるということで、農業者からの申請によらずに、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業を実施できる制度の創設をいたしました。2点目は、全国的に巨大地震発生リスクが高まる中、ため池等の農業用排水施設の耐震化について、農業者からの申請によらず、国または地方公共団体が、原則として農業者の費用負担や同意を求めずに事業を実施できる制度の創設。3点目は、土地改良施設の老朽化による突発事故に対応するため、農業者からの申請によらず、国または地方公共団体が災害復旧事業と同一手続きで事業を実施できる措置。そのほか、土地改良事業の地区採択申請人数の要件廃止や、所有農地が共有者となっている場合の資格者要件の見直しなどの改正が行われました。この改正により、本町の町営、道営、国営の土地改良事業に係る賦課金や分担金等の条例の改正が必要となり、必要事項の整備を行うものでございます。

まず、議案第25号 南幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。別途配布しました議案第25号資料 新旧対照表で御説明させていただきます。表の左が新条例、右が旧条例で、アンダーラインの部分が改正点であります。

第2条の2、町長の指定する事業についての賦課金では、所有農地が共有者となっている場合等の事業参加資格者等要件の規定が追加されたことによる、土地改良法の引用条項繰り下げに伴う改正でございます。

第6条、急施の場合の特例では、土地改良施設の老朽化等による耐

震化事業や突発事故に迅速な対応を行う規定が追加されたことによる、土地改良法の引用条項を改正するものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

次に、議案第26号 南幌町道営土地改良事業分担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。別途配布しました議案第26号資料 新旧対照表をごらんください。

第3条、納付義務者では、土地改良法（昭和24年法律第195号）の文言を以降の条文で「法」と表すための改正でございます。

第4条 特別徴収金では、農地中間管理機構が借り入れた農地を、農業者の申請・同意・費用負担によらずに、都道府県が基盤整備事業を行う場合の規定が土地改良法に追加され、あわせて北海道営土地改良事業分担金等徴収条例も改正となり、それらと整合性を図らなければならないことから、第1項では、現行の道営事業に係る特別徴収金に引用条項を追加し、第3項及び第4項では、農地中間管理機構関連事業に係る特別徴収金の徴収対象と額を規定する条文を追加するとともに、旧条例第3項を第5項へ繰り下げ、現行の道営事業に係る特別徴収金の基準に、農地中間管理機構関連事業の基準を加えた条文に改正するものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

次に、議案第27号 南幌町国営土地改良事業分担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。別途配布しました議案第27号資料 新旧対照表をごらんください。

第5条、徴収の方法等では、土地改良施設の老朽化等による突発事故へ迅速に対応できる規定が追加されたことによる、土地改良法の引用条項を改正するものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。以上で、議案第25号から議案第27号までの3議案の説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第25号 南幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第25号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第26号 南幌町道営土地改良事業分担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第26号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第27号 南幌町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第27号についての質疑を終結いた

します。

お諮りいたします。本3議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第25号 南幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第26号 南幌町道営土地改良事業分担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第27号 南幌町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程34 議案第28号 南幌町公営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第28号 南幌町公営住宅条例の一部を改正する条例制定につきましては、公営住宅法の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長 それでは、議案第28号 南幌町公営住宅条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。初めに改正の経緯について御説明いたします。平成29年7月、第7次地方分権一括法の一部が施行され、公営住宅法などが改正されました。これまでは、公営住宅の家賃の決定は公営住宅法第16条第1項の規定により、入居者から毎年度、収入を申告させて定められていましたが、このたびの法改正により、法第16条第4項が追加され、認知症である者等、収入申告をすることが困難な事情にある者の収入申告を免除し、地方公共団体が官公署の書類の閲覧等により把握した収入により、家賃を決定することが可能となったことから、関係条文の改正を行うものです。また、法の改正により、条文の削除、追加があり、南幌町公営住宅条例の中で、法を引用している箇所に条項のずれが生じることから、ずれの部分

改正するものです。それでは、別途配布しております議案第28号資料新旧対照表をごらんください。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例で、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

条例第12条から第14条までは、引用する条例の条ずれを改めるものです。

第15条の次に次の1項を加える。家賃の決定で、第4項として、認知症である者等で収入申告をすることが困難な事情にある者について、収入申告義務を免除し、地方公共団体が職権による収入調査により家賃を決定できるよう規定を追加するものです。

5ページです。第30条第3項中「第1項」の次に「及び前項」を加え、第3項を第4項とし、第2項の次に第3項を加える。4ページにもどります。収入超過者の家賃の決定で、第3項として、認知症である者等で収入申告をすることが困難な事情にある者について、収入申告義務を免除し、地方公共団体が職権による収入調査により収入超過者として認定した者への割増家賃を決定できるよう規定を追加するものです。

5ページ、第32条第1項中「第15条第1項及び」の次に「第4項並びに」を、「第30条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

第35条第1項中「第15条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第30条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第30条第3項」を「第30条第4項」に改める。

次ページ、第38条及び第39条中「第15条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第30条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「令第11条」を「令第12条」に改める。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行する。以上で議案第28号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第28号 南幌町公営住宅条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程35 議案第29号 南幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第29号 南幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定につきましては、都市公園法の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、都市整備課長が説明

議長  
都市整備課長

いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。都市整備課長。

それでは、議案第29号 南幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。初めに改正の経緯等について御説明いたします。これまで都市公園に設ける運動施設の敷地面積は、都市公園法施行令第8条第1項の規定により、当該都市公園全体の敷地面積の100分の50を超えてはならないとされていましたが、令第8条第1項の改正により、当該敷地面積に対する割合の上限は、100分の50を参酌し、地域の実情に応じて条例で定めることになりました。町では、運動施設の敷地面積の割合が100分の50を超えてはならないとするこれまでの基準が、都市公園としての機能を阻害することがないと認められることから、都市公園に設ける運動施設の敷地面積が、当該都市公園全体の敷地面積に対する割合について、その上限を100分の50と定めるため、「公園施設に関する制限」として、条例第3条の5を追加するものです。また、都市公園法の改正による条の追加に伴い、都市公園条例の中で、法を引用している箇所に条項のずれが生じることから、ずれの部分を改正するものです。それでは、別途配布しております議案第29号資料新旧対照表をごらんください。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例で、アンダーラインの部分が改正点でございます。

南幌町都市公園条例第3条の4の次に次の1条を加える。「公園施設に関する制限」第3条の5、令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。第27条中「法第5条の3」を「法第5条の11」に改める。

附則として、この条例は公布の日から施行する。以上で議案第29号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第29号 南幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程36 発議第1号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長  
局長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございます。原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程37 発議第2号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長  
議 長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございます。原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程38 発議第3号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長  
議 長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございます。原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程39 発議第4号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり承認することに決定をいたしました。

追加日程1 発議第5号から追加日程6 議案第30号までの6議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第5号から追加日程6 議案第30号までの6議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第5号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

7番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員  
議 長

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ち

に採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第5号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書の提出については、提案のとおり採決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程2 発議第6号 所有者不明の土地利用を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

7番 佐藤 妙子議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第6号 所有者不明の土地利用を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

ここで全国瞬時警報システムJアラートの訓練がございますので、11時15分まで休憩いたしたいと思います。

(午前10時48分)

(午前11時15分)

佐藤議員  
議長

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●追加日程3 発議第7号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。

10番 熊木 恵子議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第7号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な

熊木議員  
議長

整備を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程4 発議第8号 生活保護費の減額に関する意見書の提出についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。

10番 熊木 恵子議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第8号 生活保護費の減額に関する意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程5 報告第1号 平成30年度各会計予算及び関連条例の審査報告についてを議題といたします。審査報告について予算審査特別委員長より報告願います。

4番 志賀浦 学議員。

平成30年3月13日付け、南幌町議会議長あて、予算審査特別委員長名、委員会審査報告書。本特別委員会に付託された事件は、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第8号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第9号 南幌町国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例一部を改正する条例制定について

議案第10号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 平成30年度南幌町一般会計予算

議案第12号 平成30年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第13号 平成30年度南幌町病院事業会計予算

議案第14号 平成30年度南幌町下水道事業特別会計予算

議案第15号 平成30年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算

議案第16号 平成30年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第17号 平成30年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上10議案について、3月9日、12日、13日の3日間において、慎重審議をした結果、全会一致により可決すべきものと決定しま

熊木議員  
議長

志賀浦議員

議長

した。以上です。

ただいまの委員長報告についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

予算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり可決であります。

それでは採決いたします。採決に当たりましては起立採決を行います。

議案第8号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第9号 南幌町国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例制定について

議案第10号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 平成30年度南幌町一般会計予算

議案第12号 平成30年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第13号 平成30年度南幌町病院事業会計予算

議案第14号 平成30年度南幌町下水道事業特別会計予算

議案第15号 平成30年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算

議案第16号 平成30年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第17号 平成30年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上10議案について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立全員であります。よって本10議案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

●追加日程6 議案第30号 副町長の選任についてを議題といたします。

関係者の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(午前11時30分)

(午前11時31分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長

(朗読する。)

局長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第30号 副町長の選任について、提案理由を申し上げます。3月31日付け、小林 勇一副町長の退任に伴い、総務課長である大崎 貞二氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。大崎 貞二氏につきましては、昭和53年に南幌町役場に奉職以来、生涯学習課長、総務課長等を歴任し、適任で

あると考えています。選任につきまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第30号 副町長の選任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

関係者の着席を求めます。暫時休憩をいたします。

(午前11時32分)

(午前11時33分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま選任されました新副町長から申し出がありましたので、御挨拶をいただきます。

総務課長 議長よりお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。ただいま皆様より、選任の御同意を賜りましたこと、心より感謝とお礼を申し上げます。このたびは、大変光栄に存じておりますが、同時に職責の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。もとより私は浅学非才で、小林副町長の資質・能力には到底及びませんが、夢のあるふるさとづくりの実現に向けて、三好町長を支え、誠心誠意使命を果たしてまいる所存でございます。議員各位には、今後一層のお引き立てと御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、簡単措辞で意を尽くしませんが、御挨拶とさせていただきます。

議長 次に、退任されます副町長からの申し出がありましたので、御挨拶をいただきます。

副町長 それでは議会定例会開催中の貴重な時間に議長よりお許しをいただきましたので、一言退任の御挨拶をさせていただきます。このたび、3月31日の任期満了によりまして、副町長の職を退任させていただくことになりました。昭和50年4月に南幌町役場に奉職以来、43年間務めさせていただき、平成22年4月からは2期8年間にわたり、副町長の職を務めさせていただきました。この間、議会議員の皆様を初め、職員の皆様方には多大なる御協力をいただきましたこと、改めて感謝を申し上げます。4月からは、一町民として、南幌町の限らない発展を見守っていきたい、そのように考えているところでございます。皆様方には南幌町民のために、さらなる御活躍をお祈り申し上げます、誠に簡単ですけれども、退任の挨拶とさせていただきます。長い間大変ありがとうございました。

議長 大変ありがとうございました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。これもちまして閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時36分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

2 番 \_\_\_\_\_

3 番 \_\_\_\_\_